

安芸市子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

安芸市

はじめに

我が国全体の子どもの数が減少傾向をたどる中、安芸市においてその傾向はより顕著なものとなっており、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものと懸念されています。また、都市化の進展や社会経済環境の変化は、地域社会のつながりの希薄化、核家族化の進行、働き方の多様化など、子育てを取り巻く環境に変化をもたらし、子育て家庭のライフスタイルの多様化や、子育てに関する意識の変化等も相まって、子育てに不安や負担感を抱える家庭が増えています。

このような状況を背景に、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、市町村において新たな子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。この3法の趣旨は、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすという考えの下に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとされています。

こうした背景のもと、安芸市においても、安芸市次世代育成支援行動計画の実績を踏まえ、次世代育成支援行動計画の事業を継続して実施する計画として、「安芸市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画に基づき、質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子育て支援施策を計画的に提供することとしています。

策定にあたりましては、子育てをしているご家庭に対するアンケート調査などにより、貴重なご意見をいただき、集約した上で、安芸市子ども・子育て会議でご審議をいただきました。

最後になりますが、アンケート調査などで貴重なご意見を賜りました市民の皆さま、計画策定にご尽力いただきました、安芸市子ども・子育て会議委員の皆さま、関係者の方々に深く感謝し、心から厚くお礼を申し上げます。今後とも市民の皆さまには、安芸市の福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

安芸市長 横山 歳夫

目次

第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の性格と位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
第2章 安芸市の子ども・子育てを取り巻く状況	8
1 人口・世帯の状況	8
2 結婚・就業の動向	14
3 保育所・幼稚園・学校の状況	16
4 安芸市次世代育成支援行動計画（後期）の実施状況	19
5 安芸市次世代育成支援行動計画（後期）の達成状況	30
6 アンケート調査結果の概要	32
7 子ども・子育てを取り巻く課題	43
第3章 計画の基本的方向	44
1 基本理念	44
2 基本目標	45
3 施策体系	46
第4章 基本施策と取り組み	48
1 子どもと子育て家庭への支援	48
2 地域における子育ての支援	52
3 仕事と子育ての両立支援	55
4 子どもの教育環境の整備	57
第5章 事業計画	61
1 量の見込みの算出について	61
2 教育・保育提供区域の設定	64
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策	65
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策	70
第6章 計画の推進	81
1 計画の推進体制	81
2 計画の進行管理	81
第7章 参考資料	82
1 安芸市子ども・子育て会議条例	82
2 安芸市子ども・子育て会議委員名簿	84

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを生ま育てることに対する意識等の変化をもたらしています。本市においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに生ま育てる環境整備を図るため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。その後、平成 22 年 1 月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議を設置、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（子ども・子育て支援新制度）の構築について検討が始まりました。

子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざすことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。

新制度は平成 27 年度から開始されることから、新しいシステムを円滑に推進できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の見直し・改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年に制定されています。

本市においては、平成 17 年 3 月に「安芸市次世代育成支援行動計画／前期計画：平成 17 年度から 21 年度」を、また、平成 22 年 3 月には前期計画を見直し、後期計画（平成 22 年度から 26 年度）を策定し、「子どもたちの幸せを第一に考え、子育て家庭が夢や自信が持てる環境づくりの推進」「安心して子どもを生ま育てやすい地域環境づくり」「子育てサービスの向上、情報公開の推進」「子どもの視点を大切に、郷土を愛せる子どもが育つような環境づくり」を基本理念として、家庭と地域、企業や行政が一体となった取り組みを進めてきました。

今後は、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを生ま育てることをめぐる諸課題を解決するため、子ども・子育て支援新制度に基づき、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進することが必要です。

このため、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援制度の下で、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、5 年間を一期とする「（仮称）安芸市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に給付・事業を実施するものです。

【子ども子育て関連 3 法】

- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 認定こども園法の一部改正法
- ・ 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

2 計画の性格と位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法・第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づき策定し、すべての子ども自身の育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

また、本計画は次世代育成支援行動計画の事業を継続して実施する計画と位置づけ、子育てへの課題の解消を図るために、地域の特性やニーズに即して、より柔軟かつ的確に子育てのサービスが利用できるよう、子育て支援の充実を図るものです。

【子ども・子育て支援法から抜粋】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の対象

本計画の対象は、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子育て家庭等を主たる対象とします。

3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間で第1期として推進します。

なお、計画は5年を一期とされていることから、平成31年度中に第1期計画の見直しを行い、平成32年度を始期とする第2期計画を策定します。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

【計画の期間】

子ども・子育て支援事業計画	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
	第1期計画推進期間					見直し 年度	第2期計画推進期間			

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、保育サービスに対する量的・質的ニーズ等を詳細に把握するため、就学前児童及び小学校児童の保護者を対象に、平成25年12月に「安芸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

【調査の概要】

調査対象	就学前児童のいる世帯	小学校児童のいる世帯
標本数	584人	381人
調査方法	郵送及び配布	
有効回収数	472人	305人
有効回収率	80.8%	80.1%
調査時期	平成25年12月	

(2) 安芸市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、関係者及び市民の意見を広く聴取するため、学校教育・保育関係者、関係団体、有識者などからなる「安芸市子ども・子育て会議」を設置し、事業計画における量の見込みや、計画素案等について協議しました。

(3) パブリックコメント

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の意見を聴取するため、平成27年1月19日～2月6日までの間、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

(参考) 新制度の概要

新制度は、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

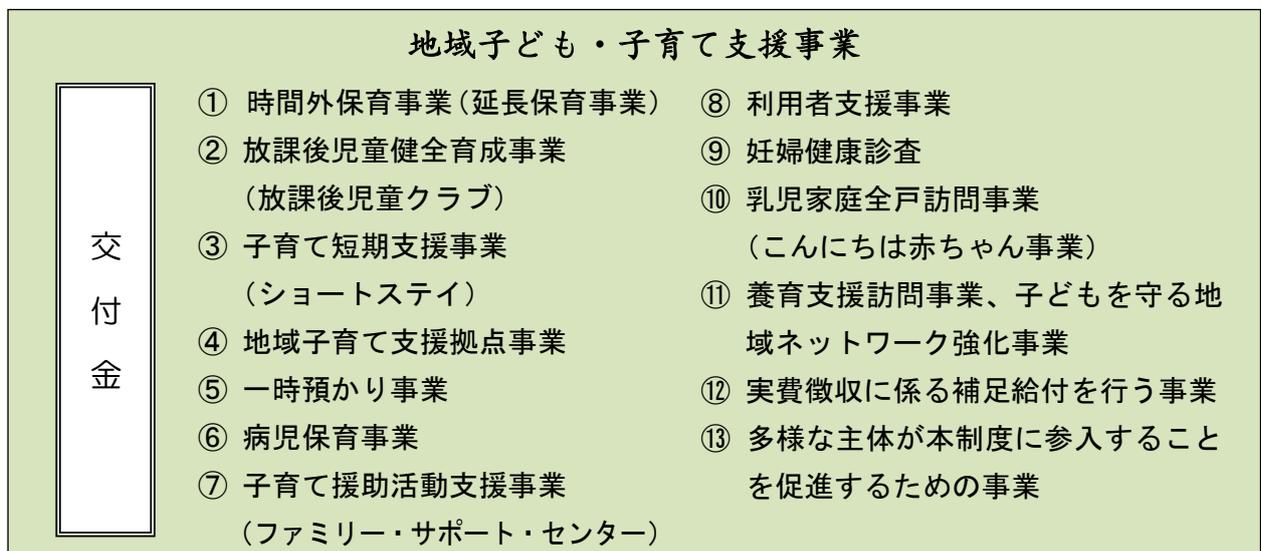
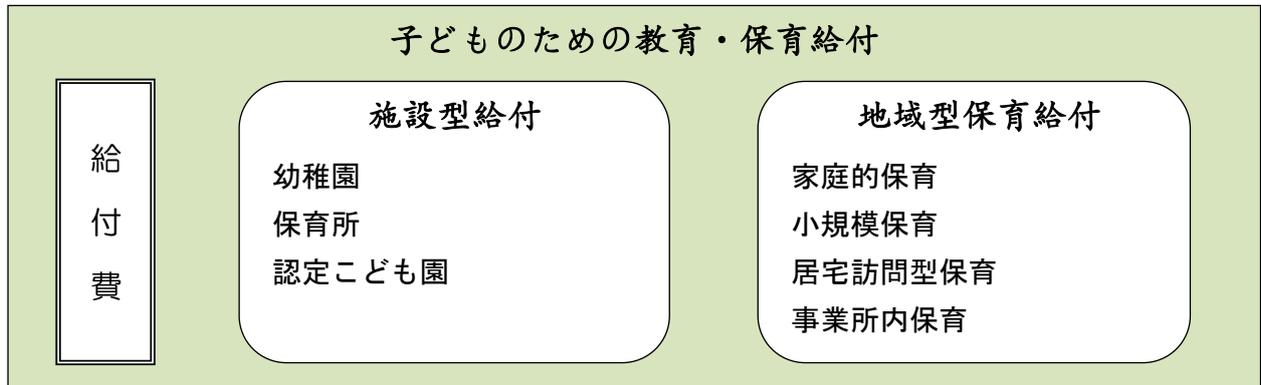
子どものための教育・保育給付

- 就学前の教育と保育について、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育等の施設等を利用した場合に給付の対象となります。
- 給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理給付）となります。

地域子ども・子育て支援事業

- 地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。
- 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、この13事業は交付金の対象となります。

【新制度における事業の全体像】



(参考) 子どものための教育・保育給付 (施設型給付)

幼稚園 (3~5 歳)

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設

利用できる保護者	制限なし
利用時間	昼過ぎ頃までの教育時間 (4 時間程度) のほか、教育時間の前後や園の休業中の教育活動 (預かり保育) などを実施

保育所 (0~5 歳)

家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設

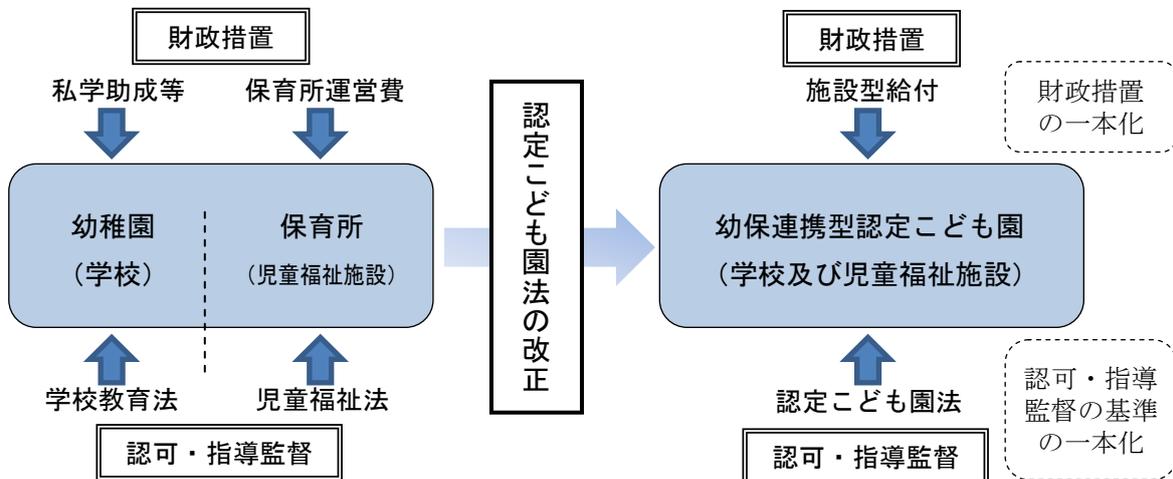
利用できる保護者	共働きなどのため家庭で保育ができない保護者
利用時間	原則 8 時間 (就労等の状況により最長 11 時間) の保育のほか、延長保育を実施

認定こども園 (0~5 歳)

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ、教育と保育を一体的に行う施設

- *保護者の就労状況に関わりなく、皆一緒に教育・保育を受けます
- *保護者の就労状況が変わっても、同じ施設を利用できます

0~2 歳	利用できる保護者	共働きなどのため家庭で保育ができない保護者
	利用時間	原則 8 時間 (就労等の状況により最長 11 時間) の保育のほか、延長保育を実施
3~5 歳	利用できる保護者	制限なし
	利用時間	昼過ぎ頃までの教育時間 (4 時間程度) のほか、保育が必要な幼児に対しては原則 8 時間 (就労等の状況により最長 11 時間) の保育のほか、延長保育を実施



(参考) 子どものための教育・保育給付 (地域型保育給付)

家庭的保育

家庭的な雰囲気の中、少人数 (5人以下) を対象に行う保育

事業主体	市町村、民間事業者等
保育実施場所	保育者の居宅、施設その他の場所
対象	0～2歳
認可定員	1～5人

小規模保育

家庭的保育に近い雰囲気の中、少人数 (6～19人) を対象に行う保育

事業主体	市町村、民間事業者等
保育実施場所	保育者の居宅、施設その他の場所
対象	0～2歳
認可定員	6～19人

居宅訪問型保育

障害等で個別にケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅において1対1で行う保育

事業主体	市町村、民間事業者等
保育実施場所	保育を必要とする子どもの居宅
対象	0～2歳

事業所内保育

事業所が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもとを一緒に保育を行う

事業主体	事業主等
保育実施場所	事業所が設置する保育施設
対象	0～5歳

第 2 章

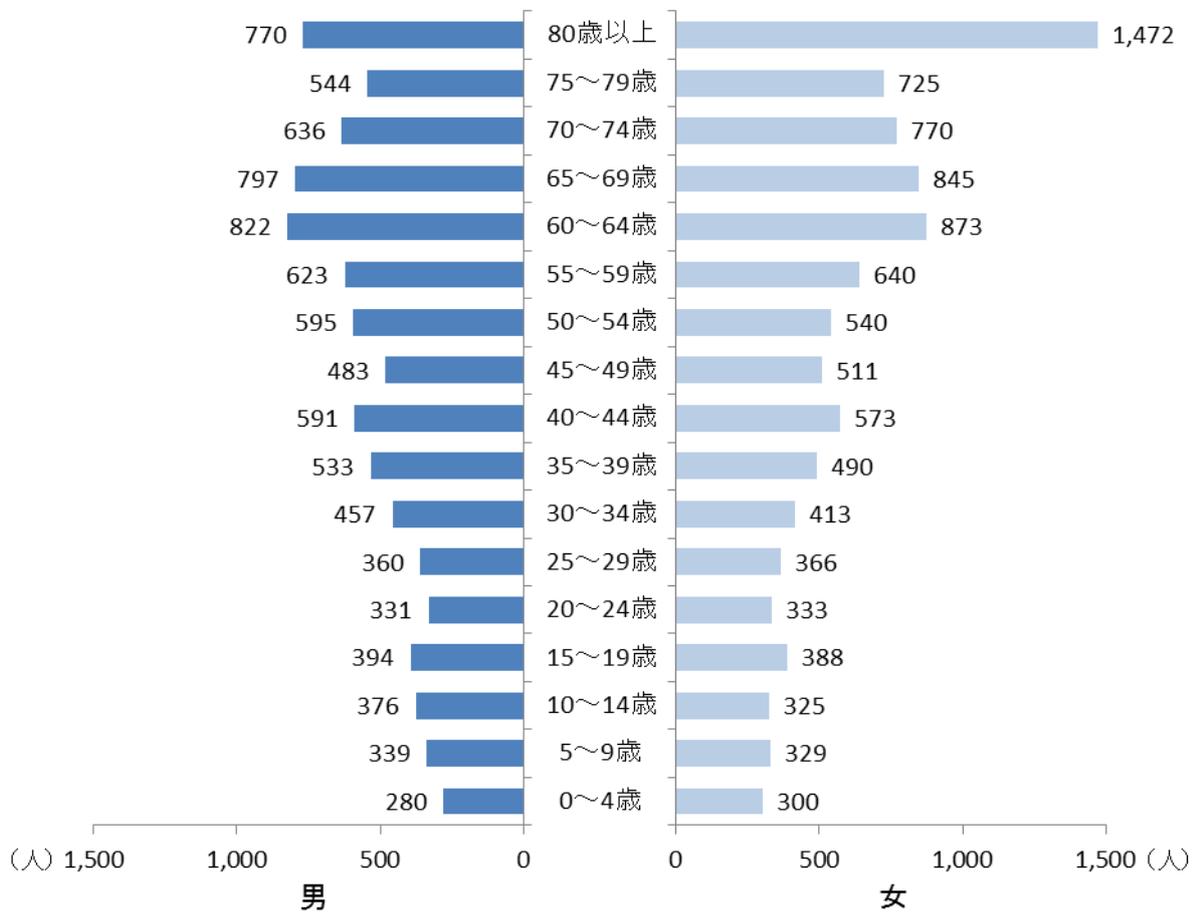
安芸市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

(1) 人口ピラミッド

本市の性別・年齢 5 歳区分別の人口構成は、男女とも 60 歳以上の高齢層が多く、30 歳未満の若年層が少なくなっています。特に結婚期である 20 歳代の人口が少なく、少子高齢化は今後ますます進展するものと考えられます。

【人口ピラミッド（平成 26 年 3 月末現在）】



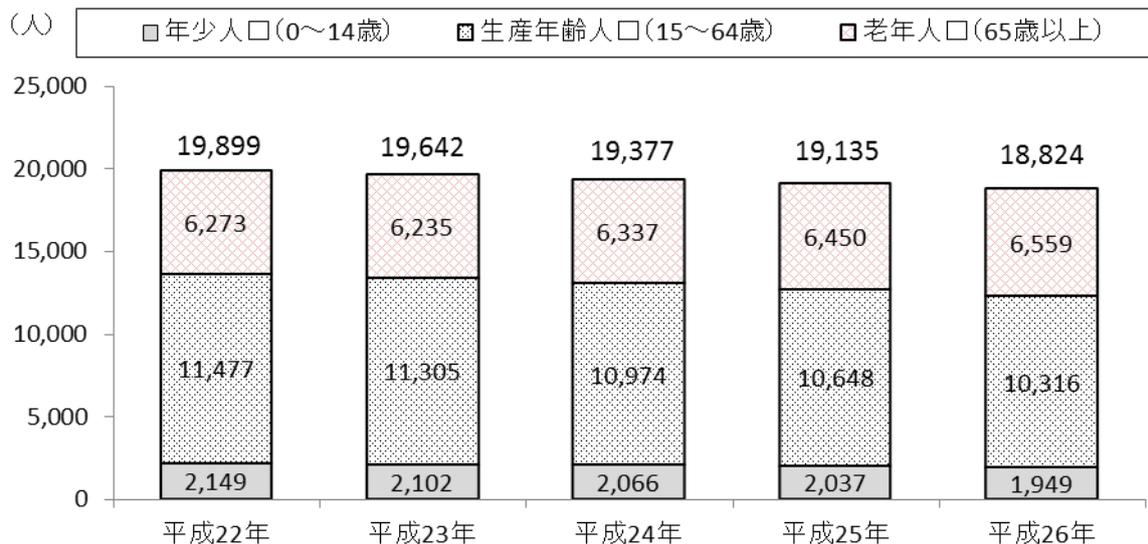
出典：住民基本台帳

(2) 人口の推移

直近 5 年間の人口の推移は、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）が年々減少、老年人口（65 歳以上）が増加しており、総人口は減少を続けています。

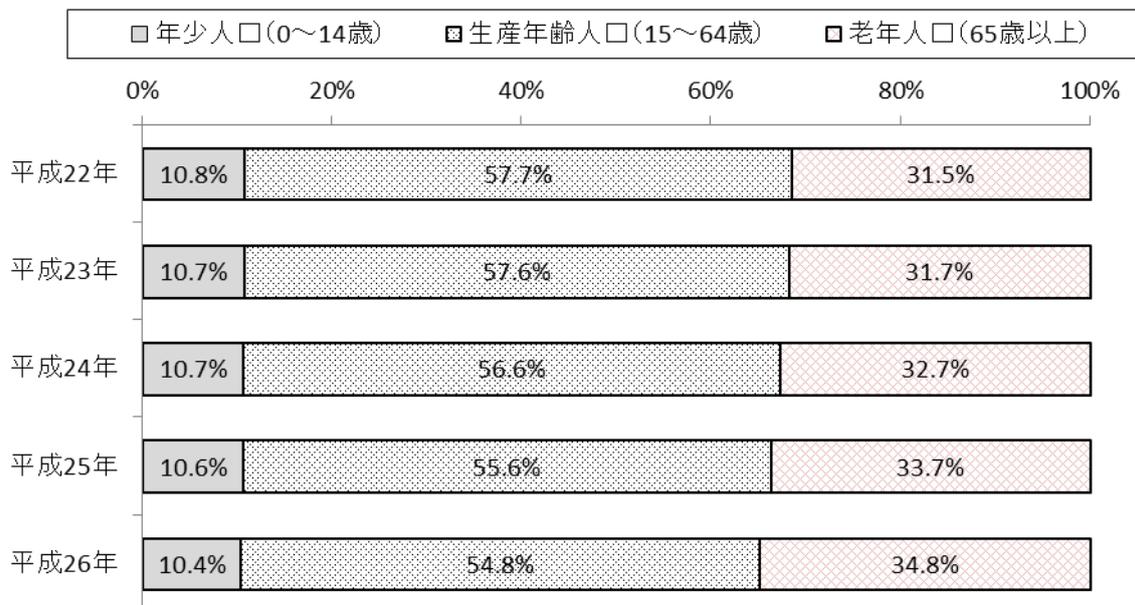
年齢 3 区分人口割合は、平成 26 年で年少人口 10.4%、生産年齢人口 54.8%、老年人口 34.8% となっています。

【総人口と年齢 3 区分人口の推移】



出典：住民基本台帳（3月末現在）

【年齢 3 区分人口割合の推移】



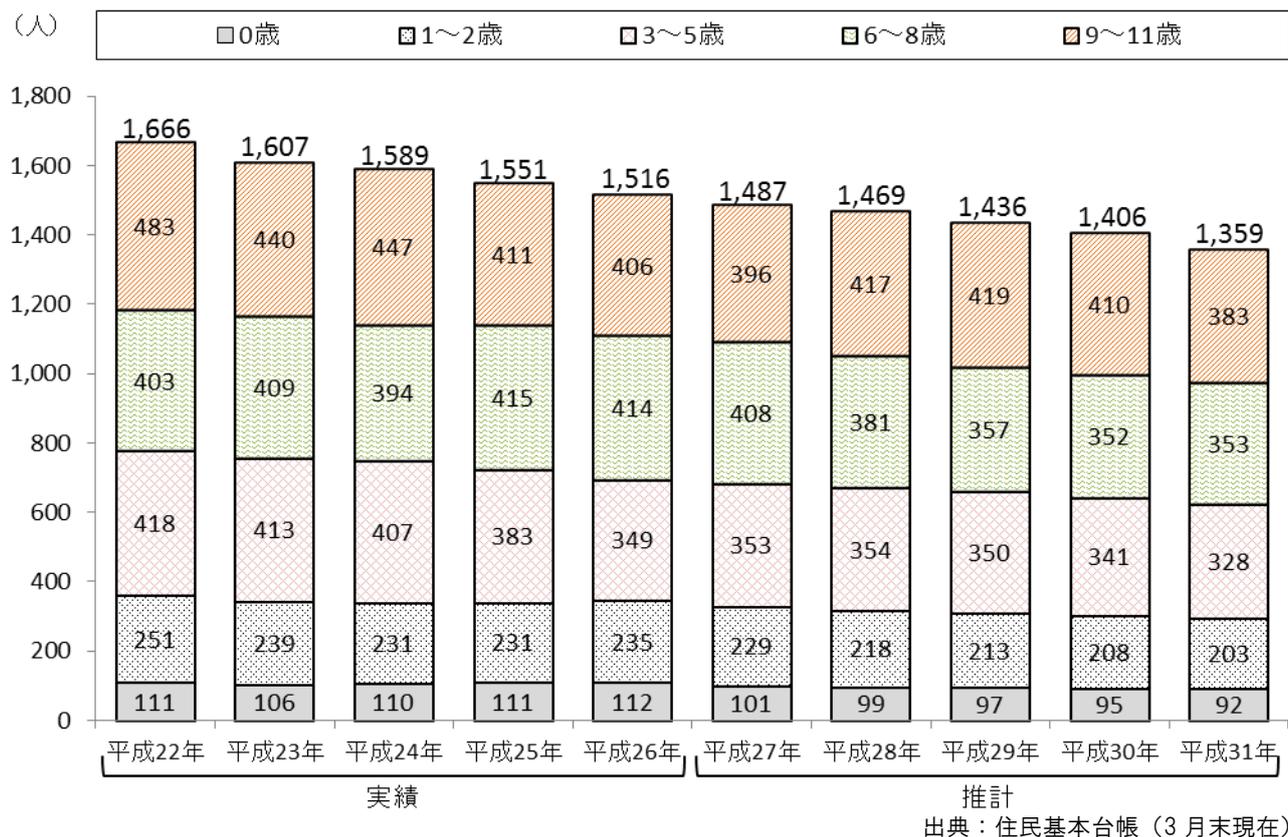
出典：住民基本台帳（3月末現在）

(3) 子どもの人口の推移と推計

直近5か年の小学生までの子どもの人口は減少しており、平成26年で1,516人となっています。年齢区分別では、0歳、1～2歳、6～8歳は増減を繰り返しながら概ね横ばい傾向、3～5歳、9～11歳は減少傾向となっています。

推計人口は、計画の最終年度である平成31年で0歳92人、1～2歳203人、3～5歳328人、6～8歳353人、9～11歳383人で、小学生までの子どもの人口は1,359人と推計しています。

【子どもの人口の推移と推計】

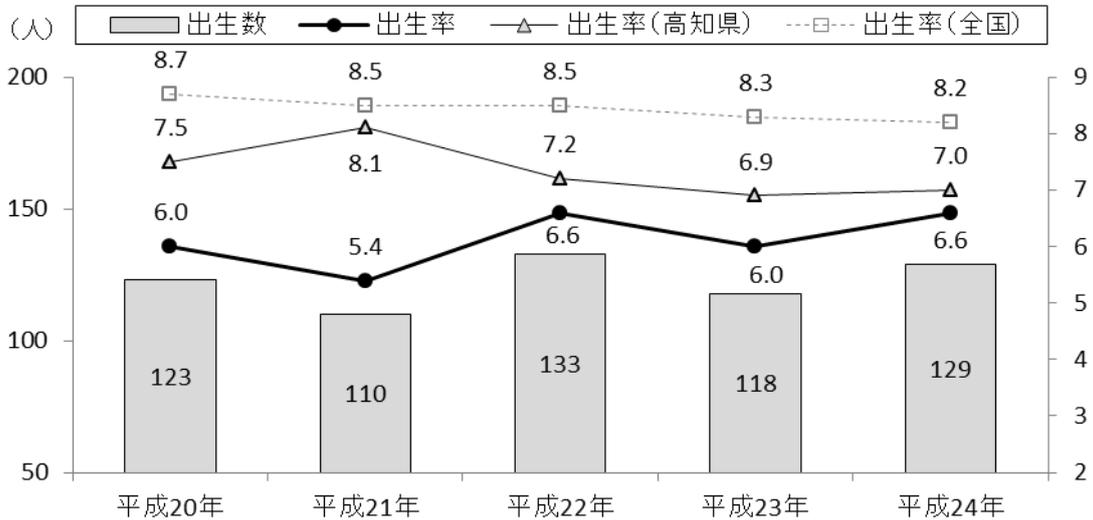


(4) 出生の動向

本市の出生数は110～130人程度、出生率（人口千対）は6前後で推移しており、高知県、全国の出生率を下回っています。

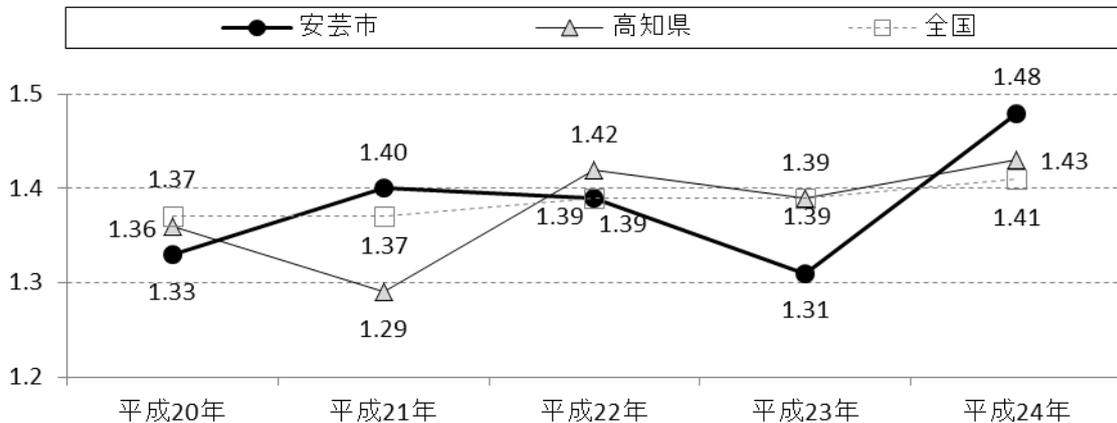
合計特殊出生率は、年ごとの変動が大きいものの、平成24年では高知県、全国を上回る1.48となっています。

【出生数・出生率（人口千対）の推移】



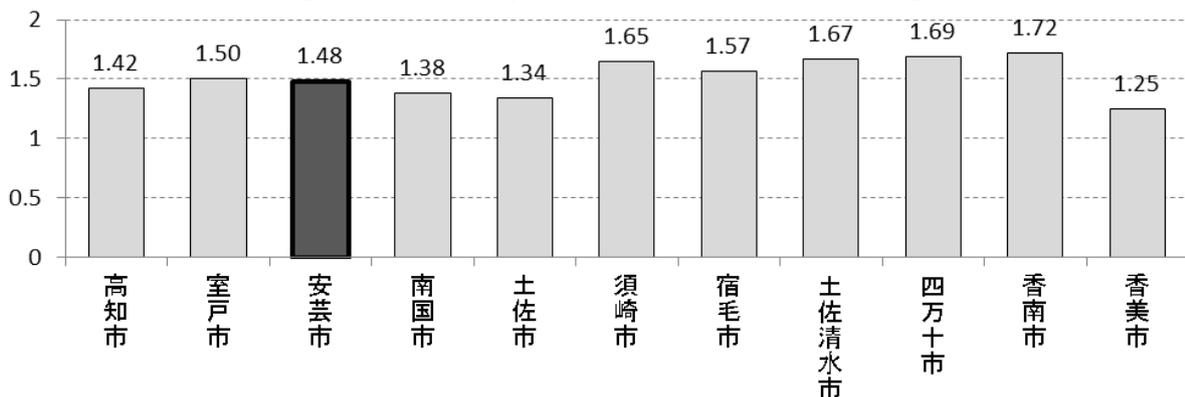
出典：人口動態統計

【合計特殊出生率の推移】



出典：人口動態統計、高知県健康づくり支援システム

【県内市の合計特殊出生率の比較（平成24年）】



出典：高知県健康づくり支援システム

(5) 人口動態の推移

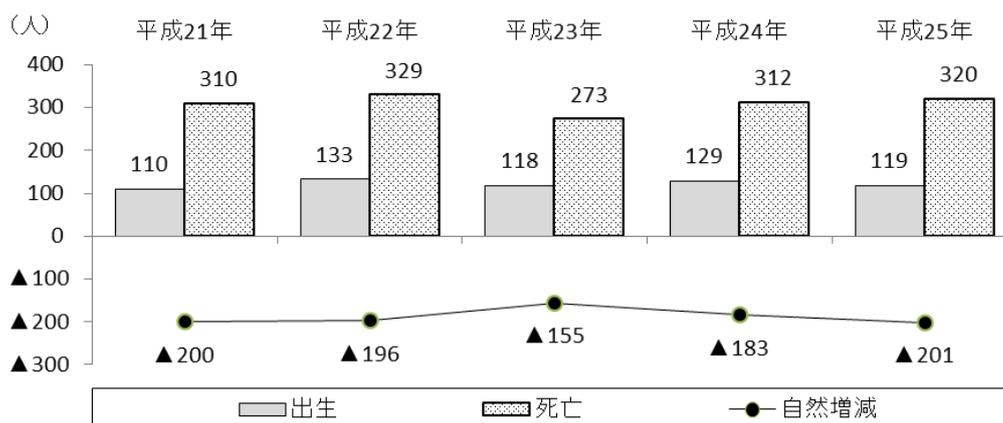
出生から死亡を差し引いた自然増減、転入から転出を差し引いた社会増減は、直近5年間はいずれもマイナスであり、毎年200~300人程度の人口減となっています。

【人口動態の推移】

	人口増減	自然動態			社会動態		
		出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減
平成21年	▲289	110	310	▲200	495	584	▲89
平成22年	▲197	133	329	▲196	591	592	▲1
平成23年	▲232	118	273	▲155	505	582	▲77
平成24年	▲213	129	312	▲183	536	566	▲30
平成25年	▲290	119	320	▲201	459	548	▲89

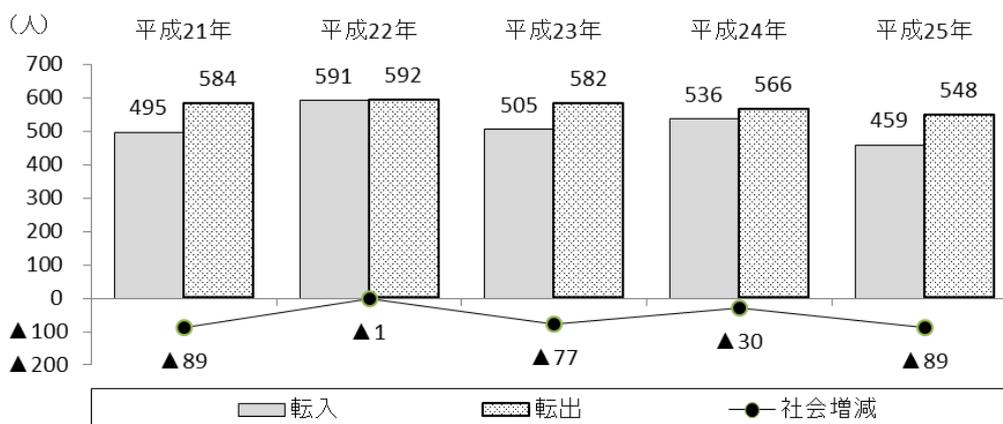
出典：人口動態総覧

【自然動態の推移】



出典：人口動態総覧

【社会動態の推移】



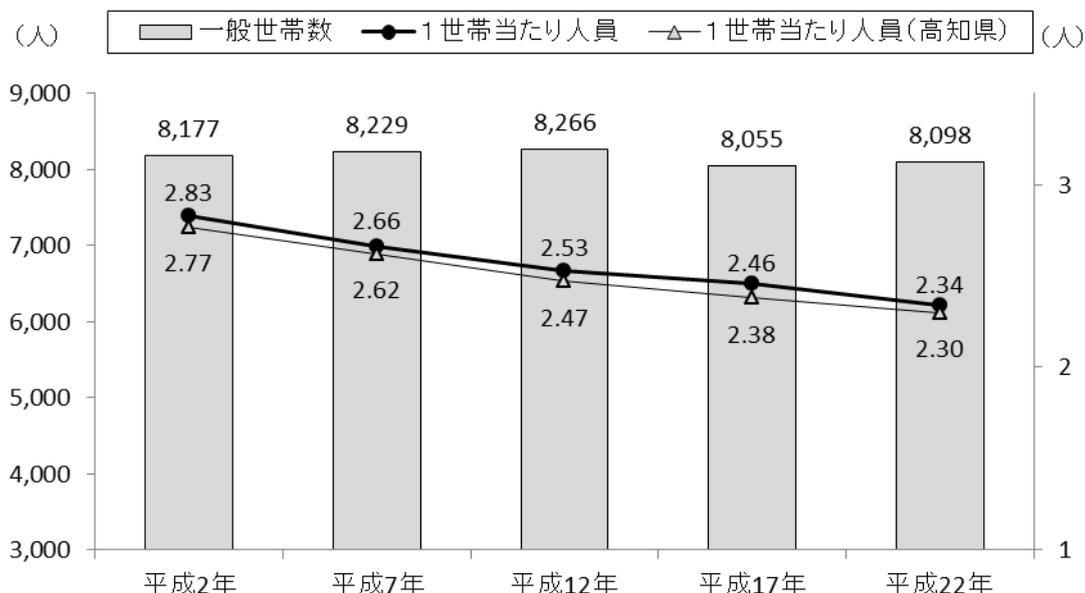
出典：人口動態総覧

(6) 世帯の動向

一般世帯数は、平成12年をピークに減少しており、平成22年で8,098世帯となっています。

1世帯当たり人員は、単身世帯の増加、核家族化の進展などにより年々少なくなっており、平成22年で2.34人となっています。

【世帯数・世帯人員の推移】



出典：国勢調査

【世帯構成（平成22年）】（単位：世帯）

	一般世帯数	単身世帯数	親族のみの世帯					核家族以外の世帯	非親族を含む世帯
			核家族世帯						
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども			
安芸市	8,098 100%	2,536 31.3%	1,762 21.8%	1,961 24.2%	159 2.0%	816 10.1%	821 10.1%	41 0.5%	
高知県	100%	33.8%	21.2%	24.2%	1.5%	8.9%	9.6%	0.8%	
全国	100%	31.4%	20.1%	28.3%	1.3%	7.6%	10.4%	0.9%	

出典：国勢調査

【ひとり親世帯（平成22年）】（単位：世帯）

	世帯数	母子世帯		父子世帯	
		実数	割合	実数	割合
		安芸市	8,098	194	2.4%
高知県	321,004	6,423	2.0%	907	0.3%

出典：国勢調査

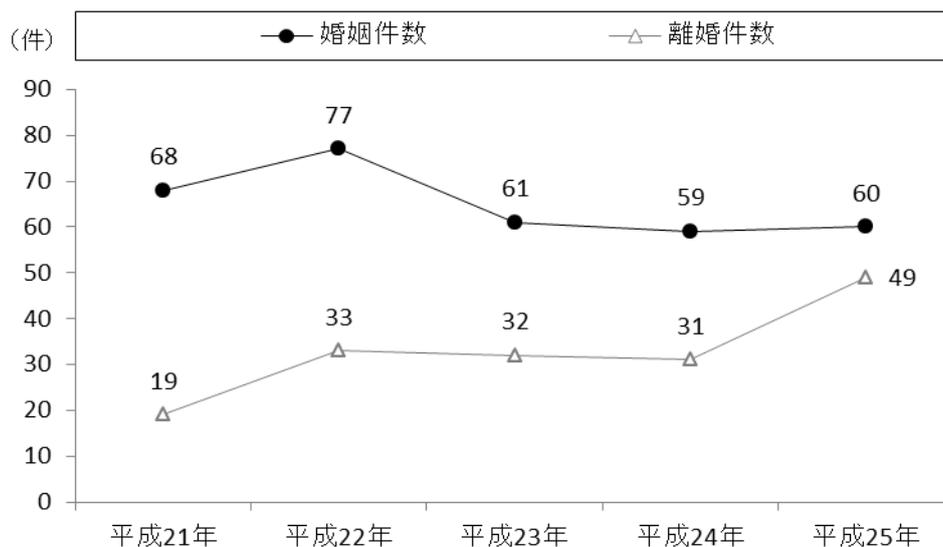
2 結婚・就業の動向

(1) 婚姻・離婚の動向

直近5か年の婚姻件数は平成22年の77件をピークに60件前後で推移している一方で、離婚件数は平成22～24年までは30件前後でしたが、平成25年に49件と大きく増加しています。

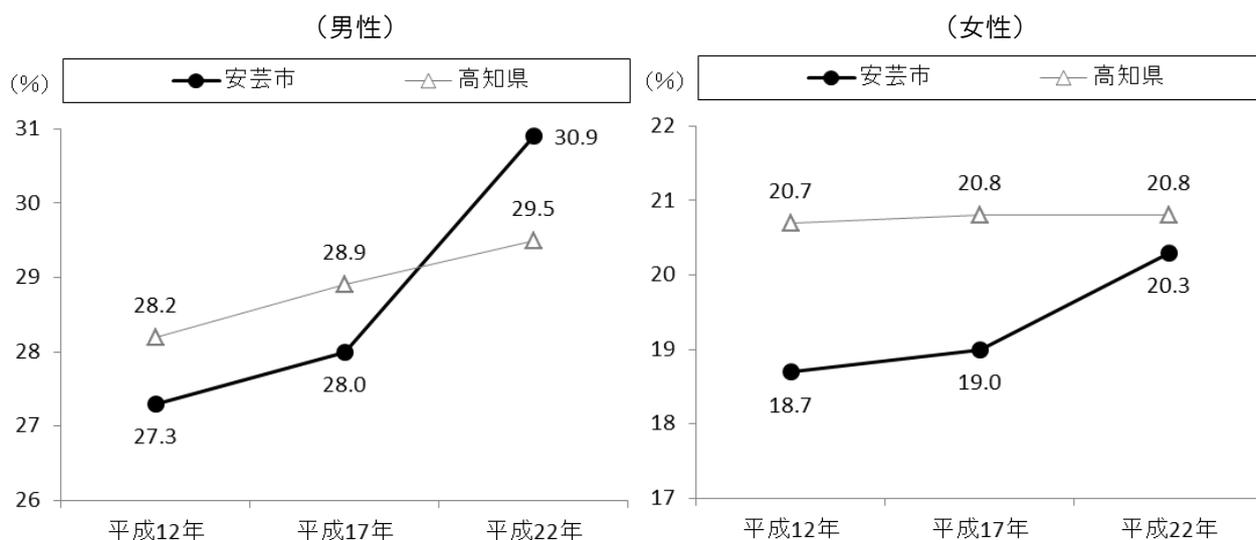
15～49歳の未婚率は男女とも年々増加しており、男性は平成22年に高知県を上回る30.9%、女性は高知県を下回るものの20.3%と増加幅が大きくなっています。

【婚姻・離婚件数の推移】



出典：人口動態統計

【未婚率（15～49歳）の推移】



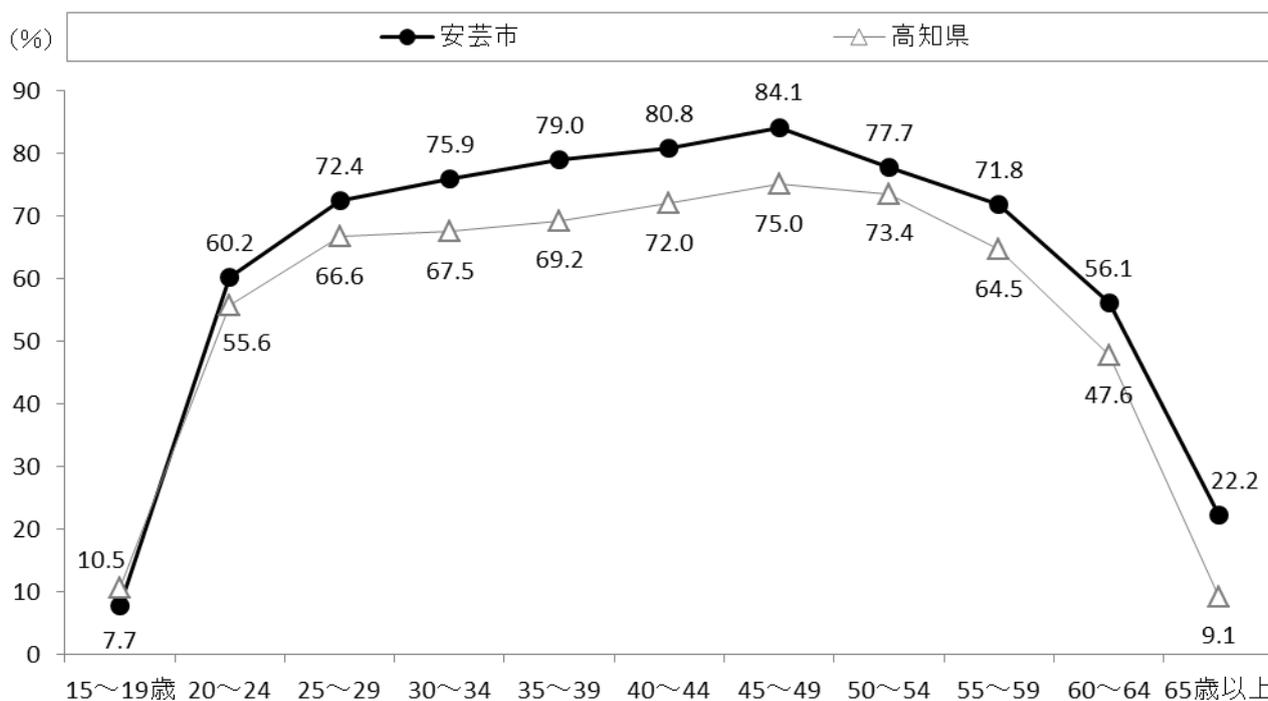
出典：国勢調査

(2) 女性の就業率

女性の就業率は、15～19歳を除く全ての年齢区分において高知県を上回っています。

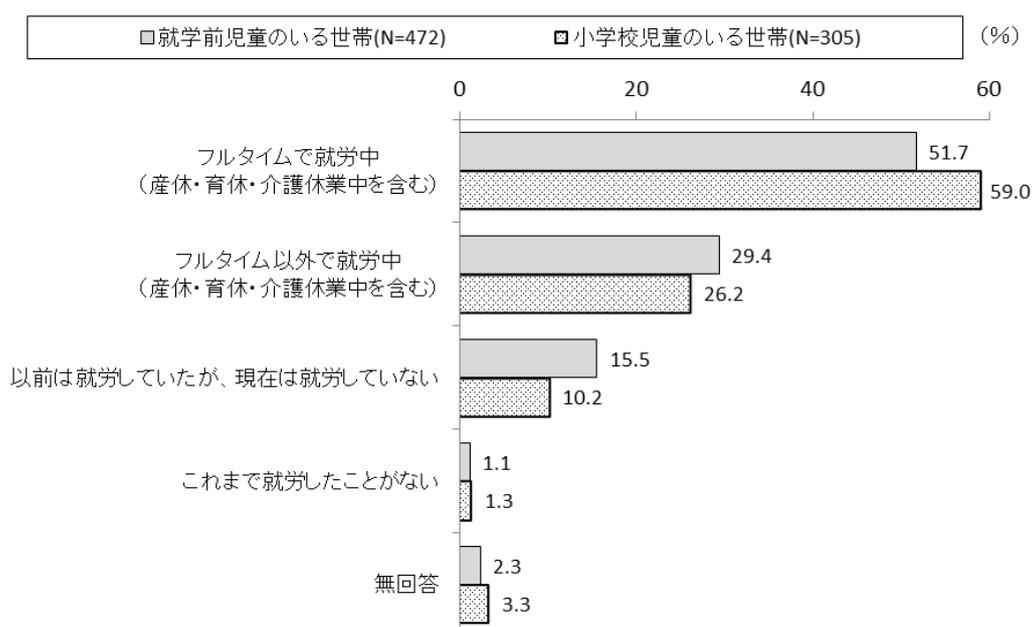
アンケート調査によると、「フルタイムで就労中」は就学前児童のいる世帯で51.7%、小学校児童のいる世帯で59.0%、「フルタイム以外で就労中」は就学前児童のいる世帯で29.4%、小学校児童のいる世帯で26.2%となっています。

【年齢別女性就業率（平成22年）】



出典：国勢調査

【母親の就労状況】



出典：安芸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

3 保育所・幼稚園・学校の状況

(1) 保育所の状況

本市には保育所が9か所あり、公立保育所が8か所、私立保育所が1か所となっています。そのうち延長保育は矢ノ丸保育所の1か所、一時預かりは安芸保育所の1か所で実施されています。また、安芸保育所に子育て支援センターが設置されています。

入所児童数は減少傾向にあり、平成26年は519人となっています。

【保育園の概要】

区分	名称	所在地	定員	入園 園児数	受け入れ 年齢	延長 保育	一時 預かり
公立	安芸保育所	安芸市寿町7-22	150	74	0～5才		1日5人 まで
	染井保育所	安芸市染井町5-34	60	38	0～5才		
	穴内保育所	安芸市穴内乙1688	30	23	1～5才		
	赤野保育所	安芸市赤野乙49-3	45	19	1～5才		
	井ノ口保育所	安芸市井ノ口乙72	90	46	1～5才		
	土居保育所	安芸市土居1056	90	61	1～5才		
	川北保育所	安芸市川北甲2548-1	110	53	1～5才		
	伊尾木保育所	安芸市伊尾木818	45	16	1～5才		
私立	矢ノ丸保育園	安芸市矢ノ丸3-13-1	210	189	0～5才	19:30 まで	
合計			830	519			

出典：保育所入所のしおり（平成26年4月1日現在）

【保育所入所児童数の推移】

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
園数		9	9	9	9	9
園児数	0歳	14	18	16	23	24
	1～2歳	168	159	153	174	175
	3歳以上	379	378	374	348	320
	計	561	555	543	545	519

出典：福祉行政報告例第54保育所・所在者月報（4月1日現在）

(2) 幼稚園の状況

本市の幼稚園は1か所で、入所児童数は平成26年で24人となっています。

【幼稚園の概要】

区分	名称	所在地	定員	入園 園児数
私立	海の星幼稚園	安芸市本町4丁目4-11	80	24

出典：運営費補助金申請資料（平成26年4月1日現在）

【幼稚園入所児童数の推移】

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
園数	1	1	1	1	1
園児数	24	25	26	19	24

出典：運営費補助金申請資料（4月1日現在）



(3) 小・中学校の状況

本市には 9 校の小学校、3 校の中学校があります。平成 26 年の小学校児童数は 824 人、中学校生徒数は 477 人となっています。

【小・中学校の概要】

区分		名称	所在地	学級数	在校 児童・生徒数
公立	小学校	下山小学校	安芸市下山 456	2	4
		伊尾木小学校	安芸市伊尾木 3719	5	42
		東川小学校	安芸市入河内 710	1	2
		川北小学校	安芸市川北甲 2595	8	140
		土居小学校	安芸市土居 1097	10	157
		井ノ口小学校	安芸市井ノ口乙 81	9	90
		安芸第一小学校	安芸市久世町 4-13	17	323
		穴内小学校	安芸市穴内乙 1674	5	28
		赤野小学校	安芸市赤野乙 1016	6	38
	中学校	清水ヶ丘中学校	安芸市川北甲 5685	9	195
		安芸中学校	安芸市西浜 95-1	7	123
		県立安芸中学校	安芸市清和町 1-54	6	159

出典：各年度の児童生徒数表（5月1日現在）

【小・中学校の推移】

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
小学校 (9 校)	学級数	68	62	59	60	63
	特別支援学級	17	15	13	15	18
	児童数	888	854	850	829	824
中学校 (3 校)	学級数	20	24	25	24	22
	特別支援学級	3	5	6	6	6
	生徒数	523	548	535	538	477

出典：各年度の児童生徒数表（5月1日現在）

4 安芸市次世代育成支援行動計画（後期）の実施状況

平成 21 年度に策定した「安芸市次世代育成支援行動計画（後期）」の体系ごとの実施状況は次のとおりです。

1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 地域の子育て相談窓口の充実	子育て情報の掲示 安芸市役所の HP・広報で情報発信		子育て情報の掲示 安芸市役所の HP・FB・広報で情報発信		
② 子育て相談を受け る人の養成	子育て応援連絡会 ¹ 年 12 回開催				
③ 家庭児童相談体制 の充実	研修会の参加促進				
④ 地域子育て支援セ ンターの充実	1 ヶ所 利用者数 1,817 人	1 ヶ所 利用者数 1,008 人	1 ヶ所 利用者数 1,886 人	1 ヶ所 利用者数 1,286 人	1 ヶ所
⑤ 病児・病後児保育の 充実	1 ヶ所 (尾木医院) 8:30~17:30 利用数 574 人 対象児童：未就学 児童から小学 3 年 生までに拡大	1 ヶ所 (尾木医院) 8:30~17:30 実利用数 724 人 定員 3 人から 6 人 へ	1 ヶ所 (尾木医院) 8:30~17:30 実利用数 771 人	1 ヶ所 (尾木医院) 8:30~17:30 実利用数 890 人	1 ヶ所 (尾木医院) 8:30~17:30
⑥ 子育てに関する情 報提供の充実	子育て便り ² 年 12 回発行 あきの子育て通信 ³ 年 4 回発行 「あきの子育てかわら版 ⁴ 」年 1 回発行				

(2) 経済的な負担軽減策の充実

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 子ども（乳幼児）医 療費助成制度	継続	対象年齢拡大 (義務教育修了 まで対象)	継続		
② ひとり親家庭医療 費助成制度	継続				
③ 母子福祉年金	継続				

¹子育て応援連絡会／地域のボランティアや子育てサークル、行政等、子育て家庭を支援・応援する団体。月 1 回会議を開催しており、子育て講演会や世代間交流、勉強会等を計画・実施している。

²子育て便り／地域子育て支援センターが月 1 回発行（年間 12 回）。センターの開設日やイベント等を掲載している。

³あきの子育て通信／子育て応援連絡会が年に 3、4 回程度発行。子育ての情報や知恵、子育て応援連絡会のイベントや各団体の開催日、活動報告等を掲載している。

⁴あきの子育てかわら版／子育て応援連絡会が年に 1 回発行。各団体の紹介、安芸のお散歩マップを掲載している。

(3) 保育サービスの充実

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①通常保育	9 か所 561 人	9 か所 555 人	9 か所 543 人	9 か所 545 人	9 か所 519 人
②延長保育の拡充	1 ケ所 (矢ノ丸保育園) 7:30~19:30 実利用数 91 人	1 ケ所 (矢ノ丸保育園) 7:30~19:30 実利用数 91 人	1 ケ所 (矢ノ丸保育園) 7:30~19:30 実利用数 83 人	1 ケ所 (矢ノ丸保育園) 7:30~19:30 実利用数 73 人	1 ケ所 (矢ノ丸保育園) 7:30~19:30
③一時保育の実施	1 ケ所 (安芸保育所内) 8:30~16:30 利用数 861 人	1 ケ所 (安芸保育所内) 8:30~16:30 利用数 829 人	1 ケ所 (安芸保育所内) 8:30~16:30 利用数 916 人	1 ケ所 (安芸保育所内) 8:30~16:30 利用数 907 人	1 ケ所 (安芸保育所内) 8:30~16:30
④障害児保育の継続	全保育所受入				
⑤乳児保育の充実	3 ケ所				
⑥家庭支援の推進	3 ケ所 (染井保育所、井ノ口保育所、川北保育所)			4 ケ所 (染井保育所、井ノ口保育所、土居保育所、川北保育所)	
⑦保育スタッフの研修の充実	夏季・冬季一斉研修 園内研修		夏季・冬季一斉研修 園内研修 ブロック別研修	夏季・冬季一斉研修 防災研修 階層別研修 園内研修	夏季・冬季一斉研修 防災研修 階層別研修 園内研修
⑧保育サービス評価の実施	未実施				
⑨保育所の安全性の向上	避難訓練の実施	赤野保育所耐震 工事完了 避難訓練の実施	南海トラフ地震等を想定した避難訓練		
⑩第 3 子以降の保育料の軽減	121 人 24,995,910 円	122 人 26,482,830 円	126 人 29,217,770 円	116 人 25,881,480 円	111 人
⑪幼稚園での保育	運営費補助金 367,200 円 第 3 子以降補助金 5 人分 (月割分有り) 計 1,020,000 円	運営費補助金 397,800 円 第 3 子以降補助金 4 人分 計 984,000 円	運営費補助金 413,100 円 第 3 子以降補助金 4 人分 計 984,000 円	運営費補助金 306,000 円 第 3 子以降補助金 3 人分 (月割分有り) 計 615,000 円	運営費補助金 367,200 円 第 3 子以降補助金 3 人分 (月割分有り) 計 676,500 円

(4) 子育て支援ネットワークの充実

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①地域子育て支援ネットワークの促進	子育て応援連絡会 年 12 回開催				
②子育てサークルの支援	子育てサークル 2 団体				
③子育て親子の交流の促進	未実施		たまり場マップ (たまっぷ) 作成	子育て応援講座(子育て応援連絡会) 子育て講座・なかよし広場(地域子育て支援センター)	

(5) 児童の健全育成

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①児童センター事業の充実	1ヶ所 利用者数 3,463 人	1ヶ所 利用者数 3,332 人	1ヶ所 利用者数 3,623 人	1ヶ所 利用者数 4,357 人	1ヶ所
②学童保育の充実	2ヶ所実施 ①安芸学童保育所(36名) 長期休暇：8：30～16：30 平日：下校時～18：00 ②川北学童保育所(35名) 長期休暇：8：00～17：30 平日：下校時～17：30	2ヶ所実施 ①安芸学童保育所(39名) 長期休暇：8：30～16：30 平日：下校時～18：00 ②川北学童保育所(34名) 長期休暇：8：00～17：30 平日：下校時～17：30	2ヶ所実施 ①安芸学童保育所(39名) 長期休暇：8：30～16：30 平日：下校時～18：00 ②川北学童保育所(29名) 長期休暇：8：00～17：30 平日：下校時～17：30	2ヶ所実施 ①安芸学童保育所(40名) 長期休暇：8：30～16：30 平日：下校時～18：00 ②川北学童保育所(36名) 長期休暇：8：00～17：30 平日：下校時～17：30	3ヶ所実施 ①安芸学童保育所(41名) 長期休暇：8：30～16：30 平日：下校時～18：00 ②川北学童保育所(38名) 長期休暇：8：00～17：30 平日：下校時～17：30 ③土居学童保育所(7月開設) (41名) 長期休暇：8：00～18：00 平日：下校時～18：00
③放課後子ども教室推進	10ヶ所実施 利用人数 延べ 4,783 人	10ヶ所実施 利用人数 延べ 5,245 人	9ヶ所実施 利用人数 延べ 3,573 人	9ヶ所実施 利用人数 延べ 5,194 人	9ヶ所実施

2 母性ならびに乳児及び幼児など健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①妊娠期からの健康の確保と知識の普及	母子手帳交付数 114 人 妊婦健診公費助成 14 回 母子手帳交付時に健診受診勧奨と保健指導を実施	母子手帳交付数 114 人 妊婦健診公費助成 14 回 母子手帳交付時に健診受診勧奨と保健指導を実施	母子手帳交付数 112 人 妊婦健診公費助成 14 回 母子手帳交付時に健診受診勧奨と保健指導を実施 妊婦喫煙率 6.4%	母子手帳交付数 122 人 妊婦健診公費助成 14 回 母子手帳交付時に健診受診勧奨と保健指導を実施 妊婦喫煙率 3.3%	母子手帳交付 妊婦健診公費助成 14 回 母子手帳交付時に健診受診勧奨と保健指導を実施
②ハイリスク妊婦対策	母子手帳交付時にアンケートを実施し、妊婦の生活や家庭状況等を把握しながら、必要な情報提供を行い、必要に応じて電話や訪問を実施。				
③乳幼児健診体制の充実	各健診と一般健康診査受診勧奨を窓口や訪問、市内各園からも受診勧奨を実施 <受診率> 乳児：89.3% 1歳6ヵ月児：89.7% 3歳児：78.1%	各健診と一般健康診査受診勧奨を窓口や訪問、市内各園からも受診勧奨を実施 <受診率> 乳児：84.6% 1歳6ヵ月児：78.2% 3歳児：85.1%	各健診と一般健康診査受診勧奨を窓口や訪問、市内各園からも受診勧奨を実施 <受診率> 乳児：90.7% 1歳6ヵ月児：95.0% 3歳児：88.0%	各健診と一般健康診査受診勧奨を窓口や訪問、市内各園からも受診勧奨を実施 <受診率> 乳児：93.0% 1歳6ヵ月児：92.4% 3歳児：90.9%	1歳6ヶ月児及び3歳児健診でギルバーグ研究 ⁵ に協力し、早期発見・早期療育へつなげる体制づくりに向けた研修等を行い、健診従事者の資質向上に取り組む
④小児救急体制の確立	県への要望・各機関と連携を図っている				
⑤口腔保健対策の強化	歯ッピーキッズランド ⁶ 30組延べ60人 元気フェスタ等での啓発 歯みがき教室 2回14人	歯ッピーキッズランド22組延べ44人 元気フェスタ等での啓発 元気ふれあい会議 ⁷ による小学校での歯の健康啓発紙芝居	歯ッピーキッズランド47組延べ95人 元気フェスタ等での啓発 元気ふれあい会議による小学校での歯の健康啓発紙芝居	歯ッピーキッズランド49組延べ98人 元気フェスタ等での啓発 元気ふれあい会議による小学校での歯の健康啓発紙芝居	歯ッピーキッズランド 元気フェスタ等での啓発 元気ふれあい会議による小学校での歯の健康啓発紙芝居 市内保育・小中学校でのフッ素洗口事業開始

⁵ギルバーグ研究／子どもの発達段階に応じた支援体制づくりのために、高知ギルバーグ発達神経精神医学センターが疫学研究を行っている。高知県内では、安芸市と香美市が平成 26 年から研究に協力し、神経精神発達障害の早期徴候を早期発見し、早期療育へつなげている。

⁶歯ッピーキッズランド／年6回、歯科衛生士による歯科相談をすくすく広場と同時開催をしている。

⁷元気ふれあい会議／安芸市には、健康づくりの組織がたくさんあり、組織同士がそれぞれの活動を理解し、誰もが身近にできる健康づくりとは何かを話し合い、活動の目標を立て、住民が実践できるように様々な活動に取り組む団体。

(2) 健やかな発育・成長を支援する体制、環境づくり

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①食育の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所 <ul style="list-style-type: none"> ・給食便り(給食・食育情報)の発信 ・保護者等に対する給食の試食 ・給食の写真掲示 ・在園児による野菜栽培の給食提供 ●小中学校 <ul style="list-style-type: none"> ・郷土料理作り 			<ul style="list-style-type: none"> ●保育所 <ul style="list-style-type: none"> ・給食便り(給食・食育情報)の発信 ・保護者等に対する給食の試食 ・給食の写真掲示 ・在園児による野菜栽培の給食提供 ●小中学校 <ul style="list-style-type: none"> 小中学校において、全体計画の作成 郷土料理作り ●食育実践カリキュラムの作成と啓発 	
②家庭教育講座の充実	救急講座 1 回 ふれあい体験学習 ⁸ と同時開催 ペアレントトレーニング適宜実施			救急講座 1 回 子どもへの対応に関する(心理判定員)子育て講座 1 回 ふれあい体験学習と同時開催 ペアレントトレーニング適宜実施	
③輝いてママ！リフレッシュ講座の継続	ママ・リフレッシュ講座 ⁹ 運動教室 2 回、食育教室 1 回、子育て講座 1 回				
④すくすく広場 ¹⁰ の充実	開催回数 年 12 回 131 組 276 人 身体計測、子育て相談、育児の情報提供と情報交換、妊婦やおじいちゃんおばあちゃん世代へも啓発。 妊婦教室や母乳外来については母子健康手帳交付時に個別で紹介	開催回数 年 12 回 93 組 190 人 身体計測、子育て相談、育児の情報提供と情報交換、妊婦やおじいちゃんおばあちゃん世代へも啓発。 妊婦教室や母乳外来については母子健康手帳交付時に個別で紹介	開催回数 年 12 回 141 組 293 人 身体計測、子育て相談、育児の情報提供と情報交換、妊婦やおじいちゃんおばあちゃん世代へも啓発。 妊婦教室や母乳外来については母子健康手帳交付時に個別で紹介	開催回数 年 12 回 140 組 302 人 身体計測、子育て相談、育児の情報提供と情報交換、妊婦やおじいちゃんおばあちゃん世代へも啓発。 妊婦教室や母乳外来については母子健康手帳交付時に個別で紹介	開催予定回数 年 12 回 身体計測、子育て相談、育児の情報提供と情報交換、妊婦やおじいちゃんおばあちゃん世代へも啓発。 妊婦教室や母乳外来については母子健康手帳交付時に個別で紹介
⑤保健師による家庭訪問	訪問件数 157 件 新生児訪問をはじめ、乳幼児の家庭訪問、保育所等への継続訪問も実施	訪問件数 246 件 新生児訪問をはじめ、乳幼児の家庭訪問、保育所等への継続訪問も実施	訪問件数 323 件 新生児訪問をはじめ、乳幼児の家庭訪問、保育所等への継続訪問も実施	訪問件数 404 件 新生児訪問をはじめ、乳幼児の家庭訪問、保育所等への継続訪問も実施。 特別に支援が必要な児童への切れ目のない支援体制づくりの検討を各関係機関と協議開始。	新生児訪問をはじめ、乳幼児の家庭訪問、保育所等への継続訪問も実施。 特別に支援が必要な児童への切れ目のない支援体制づくりの検討を各関係機関と協議

⁸ふれあい体験学習／近年、出生率の低下や家族形態の変化などに伴い、乳幼児とふれあう機会がないまま親になる人が増えている。そこで、思春期に乳幼児や母親とふれあい、生命の尊厳や子育ての楽しさ、大変さを学ぶ学習を安芸市内の高校と協働で実施している。

⁹ママ・リフレッシュ講座／日々の生活の中で子育てや家事の中心である母親にとって、自分自身の健康を見つめ直す機会となったり、生活習慣や子どもとの関わりについての理解を深めるなど、母親同士の交流を目的として実施している。「ふれあい体験学習」と同時開催で、ボランティアのサポートを受けながら高校生が子どもとふれあう時間に合わせて、母親は別室で様々な講座に参加している。

¹⁰すくすく広場／子どもとのんびり、ゆったり遊べ、妊婦も集える広場(毎月1回実施)。体重・身長計測や栄養士・保健師・保育士による子育てに関する相談も受け付けている。

(3) 思春期保健対策の充実

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①思春期相談の充実	教育支援センター ¹¹ 通室児童・生徒数 4名	教育支援センター 通室児童・生徒数 6名	教育支援センター 通室児童・生徒数 5名	教育支援センター 通室児童・生徒数 4名	教育支援センター 通室児童・生徒数 4名

(4) 育児支援対策の充実

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①自主的活動の支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい児を持つ親の会「いっぽいっぽ¹²」自助グループとして勉強会や交流会を中心に活動開始 ・子育て応援連絡会 			<ul style="list-style-type: none"> ・「いっぽいっぽ」毎月1回交流会を中心に活動し、保健所との共催で講演会等も実施 ・いっぽいっぽ通信の発行・啓発 ・子育て応援連絡会 	
②地域の子育て支援体制の確立	子育て応援連絡会 年12回開催				
③あきっ子広場 ¹³	年12回開催				



¹¹教育支援センター／不登校児童生徒への支援を行う。教育支援センター(旧奈比賀小学校)でのふれあい教室(不登校児童生徒が登校する場)を週5日実施している。

¹²いっぽいっぽ／発達障がいのある子どもをもつ家族の集まりで自主グループ活動をしている。「親が楽になれば、子どもはもっとのびのびできる」をモットーに、子どもの障害を理解し、その時々に応じた対応ができるように勉強会や交流会をしている。

¹³あきっ子広場／安芸市のボランティアが主体となって実施している子育ての広場(毎月1回実施)。託児もあり。子どもと一緒におもちゃのある広い場所で遊ばせたい時や、短時間子どもを預かってほしい時に利用できる。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次世代の親の育成

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①親子いのちの教室 ¹⁴	14 回 参加者延べ 447 人 (生徒数 185 人)	14 回 参加者延べ 415 人 (生徒数 199 人)	13 回 参加者延べ 404 人 (生徒数 179 人)	13 回 参加者延べ 407 人 (生徒数 173 人)	実施
②ふれあい体験学習	4 校 4 回	6 校 6 回	6 校 6 回	5 校 5 回	5 校 5 回

(2) 学校教育の充実

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①義務教育の充実	○安芸市小中学校教育研究会 ¹⁵ ○安芸市教育講演会 ¹⁶ ○安芸市教育の日		○標準学力調査の実施（小学校 2 教科、 中学校 4 教科） ○安芸市小中学校教育研究会 ○安芸市教育講演会 ○安芸市教育の日 ○算数科スーパーバイザー派遣 ¹⁷ 事業		○標準学力調査の実施（小学校 2 教科、 中学校 5 教科） ○安芸市小中学校教育研究会 ○安芸市教育講演会 ○安芸市教育の日 ○算数・数学科スーパーバイザー派遣事業 ○安芸市版授業スタンダード ¹⁸ ○理科観察実験講座 ¹⁹ ○引継シートの活用 ²⁰ ○複式教育研究地域指定事業 ²¹ ○コミュニティ・スクールの導入 ²²

¹⁴親子いのちの教室／小学生と保護者を対象に、「命と性」や「生命の誕生」、「自分と他人を大切にする気持ち」について、知識だけでなく、命の尊さを感じとれる体験的な学習を通して改めて再確認できるよう、安芸市内の小学校に助産師や妊婦の方を招いて、教室を開催している。

¹⁵安芸市小中学校教育研究会／小中学校教員が指導方法等について、研究を深め指導力の向上を図る研究会。全体会は年3回程度。安芸中学校で行っている。

¹⁶安芸市教育講演会／安芸市の教育課題の改善に向けて、外部から講師を招いて行う講演会。（平成 27 年度は実施予定なし）

¹⁷算数科スーパーバイザー派遣事業／算数科スーパーバイザー（児童生徒が算数の確かな学力を身につけるための授業づくりや授業改善をするための講師）を派遣する事業。

¹⁸安芸市版授業スタンダード／授業の構成（導入・本編・まとめなど）を示した授業の基本プログラム。

¹⁹理科観察実験講座／コア・サイエンス・ティーチャー（理科専門教員）による、理科の観察実験講座を行い、授業の改善を図るもの。

²⁰引継シートの活用／発達障害等のある幼児児童生徒に対して大切にしてきたことや取り組んできたことを、次の学校に引き継ぐためのもの。

²¹複式教育研究地域指定事業／県東部地域の事業で、指定を受けている安芸市の5小学校（下山、伊尾木、東川、穴内、赤野）における複式授業における研究。

²²コミュニティ・スクールの導入／学校が家庭、地域住民のコミュニティーの拠点として機能し、様々な教育活動を行うため、地域住民が学校運営に参画する国の補助事業。赤野小学校で行っている。

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
②心の教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○県・市スクールカウンセラー派遣²³ (5校) ○スクールソーシャルワーカー派遣²⁴ (1名) ○親と子どもの相談員 (1名) ○教育支援センター学校訪問 (毎月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県・市スクールカウンセラー派遣 (6校) ○スクールソーシャルワーカー派遣 (1名) ○親と子どもの相談員 (1名) ○教育支援センター学校訪問 (毎月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県・市スクールカウンセラー派遣 (6校) ○スクールソーシャルワーカー派遣 (1名) ○親と子どもの相談員 (1名) ○温かい学級づくり応援事業²⁵ ○安芸市道徳教育推進地区協議会²⁶ ○教育支援センター学校訪問 (毎月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県・市スクールカウンセラー派遣 (6校) ○スクールソーシャルワーカー派遣 (2名) ○生徒指導推進協力員・学校相談員²⁷ (1名) ○温かい学級づくり応援事業 ○安芸市道徳教育推進地区協議会 ○教育支援センター学校訪問 (毎月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県・市スクールカウンセラー派遣 (6校) ○スクールソーシャルワーカー派遣 (2名) ○生徒指導推進協力員・学校相談員 (1名) ○学級づくり地域リーダー育成²⁸ ○安芸市道徳教育推進地区協議会 ○安芸市いじめ防止基本方針²⁹ ○教育支援センター学校訪問 (毎月)
③教育施設の整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○校舎耐震補強 (赤野小、清水ヶ丘中、安芸中) ○体育館耐震補強 (井ノ口小) 	○各学校修繕工事実施	○屋外避難階段 (川北小、安芸第一小、安芸中)	○東川小耐震補強 (校舎・体育館) 屋外避難階段 (土居小)	○防災機能強化として、蓄電池導入 (安芸第一小、清水ヶ丘中、安芸中) ○屋外便所設置 (清水ヶ丘中)

(3) 家庭や地域の教育の向上

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①家庭教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○安芸市教育の日 ○学校評価アンケート ○生活習慣の確立 				
②地域教育運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における参観日 ○地域行事への参加 ○はっぴいすまいる運動³⁰ (毎月 20 日実施 (8 月除く)) ○地域ボランティア ○職場体験学習 ○放課後子ども教室 				

²³県・市スクールカウンセラー派遣／心理学や心理援助の専門知識を有し、学校内の様々な問題行動に対する心理相談業務に従事する心理職専門家(スクールカウンセラー)を派遣する事業。市費で安芸第一小、川北小、安芸中学校、県費で土居小、井ノ口小、清水ヶ丘中で行っている。

²⁴スクールソーシャルワーカー派遣／社会福祉等の専門的な知識を用いて児童の環境に働きかける支援を行う専門家(スクールソーシャルワーカー)を派遣する県の委託事業。安芸第一小、清水ヶ丘中学校で行っている。

²⁵温かい学級づくり応援事業／「楽しい学校生活をおくるためのアンケート(Q-U)」を行い、それを活用して温かい学級づくりに努める事業。

²⁶安芸市道徳教育推進地区協議会／安芸市の道徳教育を推進していくための組織。メンバーは各学校長。年5回開催。

²⁷生徒指導推進協力員・学校相談員／児童生徒の非行・問題行動等の早期発見や緊急時の対応等を行ったり、児童生徒の悩みや不安等の相談を受けたりする(生徒指導推進協力員・学校相談員)を派遣する県の事業。安芸第一小に1人派遣されているが、問題のある全ての学校を担当している。

²⁸学級づくり地域リーダー育成／各学校1人程度の教員を学級づくりリーダーとし、仲間づくり・学級づくりの支援を行うことを目的とした県の事業があり、その中で市町村に1人、それを束ねる地域リーダーの教員を育成する事業。

²⁹安芸市いじめ防止基本方針／学校におけるいじめ防止のための基本方針。平成 25 年度に策定。

³⁰はっぴいすまいる運動／学校・家庭・地域が一緒になって子どもたちを見守り、育ていける『まちづくり』をめざして、毎月 20 日に行う“声かけ、あいさつ運動”のこと。

4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保・情報の提供

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 良質な住宅の確保・情報の提供	・分譲契約 3 件 ・建築 7 件	・分譲契約 1 件 (第 1 期、第 2 期完売) ・建築 2 件	0	0	・分譲契約 23 件 (第 3 期) ・建築見込 4 件

(2) 安全・安心なまちづくりの整備

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 安全な道路環境の整備	カーブミラー 7 基 転落防止柵 103m 区画線 14,100m 一般的な舗装工事の実施	カーブミラー 18 基 転落防止柵 161m 区画線 50m 一般的な舗装工事の実施	カーブミラー 8 基 転落防止柵 131m 区画線 2,720m 一般的な舗装工事の実施	カーブミラー 6 基 転落防止柵 73m 区画線 2,465m 一般的な舗装工事の実施	カーブミラー設置 転落防止柵の設置 一般的な舗装工事の実施
② 安心して外出できる環境の整備	量販店のトイレ内にベビーチェア設置	設置にむけての促進			
③ 安全・安心なまちづくりの推進	見守り助け合いシステムの導入 防犯灯新規設置	要援護者台帳 ³¹ の整備 防犯灯新規設置			要援護者台帳を『避難行動要支援者名簿 ³² 』として見直し 防犯灯新規設置

5 仕事と家庭の両立の推進

(1) 男性を含めた働き方の見直しなどの啓発活動

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 経営者への意識啓発活動	融資制度については、商工会議所から発信	空き店舗補助金を H23 年度設置 2 件 融資制度については、商工会議所から発信	空き店舗補助 10 件 融資制度については、商工会議所から発信	空き店舗補助 2 件 融資制度については、商工会議所から発信	空き店舗補助継続 融資制度については、商工会議所から発信
② 労働者への意識啓発活動	ふるさと雇用 9 名 緊急雇用事業 106 名	緊急雇用事業 129 名	緊急雇用事業 48 名		緊急雇用事業実施
③ 男女共同参画社会について	未実施	男女共同参画講演会の実施 年 1 回		未実施	男女共同参画講演会の実施 年 1 回

³¹ 要援護者台帳／災害時に避難や避難生活などに配慮・支援が必要な方について、氏名や住所、配慮が必要な理由などを記載した台帳。

³² 避難行動要支援者名簿／災害時に配慮が必要な方のうち、一人で避難することが困難で、支援が必要な方について、氏名や住所、配慮が必要な理由などを記載した名簿。

(2) 仕事と子育ての両立支援のための啓発活動

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①企業での両立支援意識啓発活動	特になし				
②地域での両立支援意識啓発活動	未実施	男女共同参画講演会の実施 年 1 回		未実施	男女共同参画講演会の実施 年 1 回
③家庭内での両立支援意識啓発活動	特になし			子育て応援連絡会の勉強会・交流会 で実施	
④父親の研修会への参加促進	特になし			子育て応援連絡会で勉強会・交流会 の実施	

6 子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全の確保

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①保育園児及び保護者に対する啓発事業の拡充	交通安全教室の実施 (穴内保育所・川北保育所)	交通安全教室の実施 (安芸保育所・川北保育所)	交通安全教室の実施 (染井保育所・井ノ口保育園所・伊尾木保育所)	交通安全教室の実施 (井ノ口・土居・赤野・伊尾木保育所・矢ノ丸保育園)交通安全ミュージカル参加(JA共済主催・4・5 歳児の親子対象)	交通安全教室の実施
②小中学校での教育の推進	交通安全教室及び学習 子ども自転車大会参加 交通安全運動該当啓発活動へ参加		通学路危険箇所安全合同点検 交通安全教室及び学習 子ども自転車大会参加 交通安全運動街頭啓発活動へ参加	交通安全教室及び学習 子ども自転車大会参加 飛び出し注意看板等設置 交通安全運動街頭啓発活動へ参加	通学路安全推進事業 通学路安全対策連絡協議会設置 通学路危険箇所安全合同点検 交通安全教室及び学習 交通安全運動街頭啓発活動へ参加



(2) 子どもを犯罪から守る環境活動の整備

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①子どもの犯罪被害防止意識の醸成	少年育成センター職員・教員・家庭児童相談室職員・警察署員による合同定期補導 不審者情報の提供及び見まわり活動 薬物乱用防止教室 防犯教室				
②子どもを取り巻く有害環境対策の推進	携帯電話の適正使用について学習 インターネットモラルについての学習 子ども会活動や放課後子ども教室等有害図書等の回収 ・毎月末実施 ・白ポスト設置 ・427冊回収	携帯電話の適正使用について学習 インターネットモラルについての学習 子ども会活動や放課後子ども教室等有害図書等の回収 ・毎月末実施 ・白ポスト設置 ・322冊回収	携帯電話の適正使用について学習 インターネットモラルについての学習 子ども会活動や放課後子ども教室等有害図書等の回収 ・毎月末実施 ・白ポスト設置 ・338冊回収	スマホ・ゲーム機等の適正使用についての学習 インターネットモラルについての学習 子ども会活動や放課後子ども教室等有害図書等の回収 ・毎月末実施 ・白ポスト設置 ・116冊回収	スマホ・ゲーム機等の適正使用についての学習 インターネットモラルについての学習 子ども会活動や放課後子ども教室等有害図書の自販機撤去 有害図書等の回収 ・毎月末実施 ・白ポスト設置
③子ども 110 番 ³³	子ども 110 番の家の周知 防犯教室				

(3) 被害にあった子どもの保護

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①心のケアを行う体制の整備	各機関との連携				

7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①相談体制の充実	研修への参加・促進				
②虐待防止ネットワークの充実	研修への参加促進 安芸市広報に児童虐待防止啓発記事掲載 高知オレンジリボンキャンペーンに参加				

(2) ひとり親家庭の自立支援

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①相談体制の充実	研修への参加・促進				
②就労支援事業の啓発	連携と広報等の周知				

³³子ども 110 番／子どものための緊急避難所として警察等により指定された緊急避難所のこと。通学路にある商店や民家が、その役割を担っている。

(3) 障害児施策の充実

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 幼児健診事後事業の充実	「特別支援プロジェクトの会」により、切れ目のない個別支援のあり方や体制について協議してきたことを継続協議実施	「親とともに支援を考える会 ³⁴ 」に改名し、系統だった発達障がい支援のための啓発リーフレットを作成 サポートブックをもつ児童への支援のあり方を検討	「親とともに支援を考える会」を継続開催 サポートブックの活用と H23 に作成した啓発リーフレットを配布	「親とともに支援を考える会」を定期開催 安芸市版つながるノート ³⁵ の作成と活用、支援ミーティング ³⁶ の開催の支援とあり方について協議 H26 から親子療育教室（県主催市共催）、個別療育教室を開催	
② 特別支援教育の充実	特別支援教育支援員 ³⁷ 13 人配置	特別支援教育支援員 13 人配置	特別支援教育支援員 12 人配置	特別支援教育支援員 17 人配置	特別支援教育支援員 16 人配置
③ 障害児家庭の交流への支援	保育所と保健師の継続的な連携と個別支援の実施				
④ 社会参加への支援	たんぼっぽキャンプ ³⁸ 、遠足など実施 めだかの学校は障害の有無に関係なく地域の人々と交流できる広場となっている		たんぼっぽキャンプ、遠足など実施 障害者の余暇充実のため、障害者余暇活動支援事業（ニコスマイル ³⁹ ）開始	たんぼっぽキャンプ、遠足など実施 ニコスマイル：5 回開催	たんぼっぽキャンプ、遠足など実施予定 ニコスマイル：2 ヶ月に 1 回
⑤ 在宅生活への支援	直営（市）での相談支援事業を実施	適切な福祉サービスへ繋いでいる			

8 適正な保育所運営について

(1) 適正配置に向けて

施策	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 適正配置に向けて	9 か所 561 人	9 か所 555 人	9 か所 543 人	9 か所 545 人	9 か所 519 人

³⁴親とともに支援を考える会／特別に個別の支援が必要な子どもとその保護者への切れ目のない支援を充実させるために、医療・福祉・保健・教育の各関係機関で連携を図り、「安芸市版つながるノート」のよりよい活用と、「支援ミーティング」のよりよい実施に向けた検討を行っている。

³⁵安芸市版つながるノート／子どもの特徴や特性、関わり方や支援の仕方などを本人や保護者が記入し、いつでも本人の特性に合わせたよりよい対応や支援を、早期から受けるために用いるファイル。高知県「つながるノート」に安芸市版の記録用紙を追加したもので、今までの支援内容や現在受けているサポート内容などを綴っており、関わりのある保育や学校、医療機関などへの情報提供や成長の記録として活用できる。

³⁶支援ミーティング／特別に個別の支援が必要な子どもとその家族にとって、どのような支援が必要かを検討したり、子どもの特性に合わせたよりよい支援の継続を実施し、子どもが安心・安全に生活できるように開催するミーティング。ミーティングへは、子どもやその家族、保育所、幼稚園、学校、保健師、医療機関、など必要に応じて参加者が集まり、開催する。

³⁷特別支援教育支援員／小・中学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助、また、発達障害の児童生徒に対する学習活動上のサポート等を行う臨時職員。

³⁸たんぼっぽキャンプ／障害児・者が、住みよい地域となることを願い、たんぼっぽ広場実行委員会が、ボランティアや障害児・者が交流、親睦を図る場を作り、地域の人々とともに育みあうことを目的とした活動を行っている。その中でキャンプや、日帰りバス旅行など毎年開催している。

³⁹ニコスマイル／余暇の時間の充実を図り、自主性を高め、生活の幅を広げられることを目的とした障害児・者を対象にした集まり。趣味活動や生活訓練（調理・掃除・買い物など）をプログラム化している。

5 安芸市次世代育成支援行動計画（後期）の達成状況

平成 21 年度に策定した「安芸市次世代育成支援行動計画（後期）」の目標に対する達成状況は次のとおりです。

目標事業量	平成 21 年度実績	平成 26 年度実績 (※平成 26 年度実績が出ていない事業は H25 年度実績)	平成 26 年度目標
通常保育 (入所児童数)	9 か所 (601 人)	9 か所 (568 人)	適正な保育所運営 に向けて実施 (H31 年度 6 か所 432 人)
子育て支援センター事業	1 か所 1,608 人	1 か所 1,286 人 (親子のべ数)	1 か所 内容の充実
病後児保育	332 人	890 人	増加傾向
子育て支援ホームページの 充実	子育て関連情報の 更新を実施	子育て関連情報の 更新を実施	内容の充実、情報の更新
子ども(乳幼児)医療費助成 制度	890 人 (対象年齢：就学前まで)	2,064 人 (対象年齢：義務教育修了まで)	対象年齢の拡大
延長保育事業	1 か所 (7:30~19:30)	1 か所 (7:30~19:30)	2 か所
一時保育事業 (利用者数)	1 か所 (626 人)	1 か所 (907 人)	1 か所 (600 人)
障害児保育	全保育所受入	全保育所受入	全保育所受入
保育サービスの評価	未実施	未実施	実施
児童センター事業	1 か所	1 か所	1 か所
学童保育	2 か所	3 か所	2 か所
3・4 か月～9・10 か月児健診	93%	93%	100%
1 歳 6 か月児健診	90%	92%	100%
3 歳児健診	83%	91%	100%
妊婦の喫煙率	7.5%	3.3%	減少傾向
妊婦の飲酒率	1.9%	2.5%	減少傾向
歯ッピーキッズランド	50 組	49 組	60 組
離乳食指導	4 回	4 回	4 回

目標事業量	平成 21 年度実績	平成 26 年度実績 (※平成 26 年度実績が出ていない事業は H25 年度実績)	平成 26 年度目標
食育の推進	全保育所・全小学校で実施	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所 <ul style="list-style-type: none"> ・給食便り(給食・食育情報)の発信 ・保護者等に対する給食の試食 ・給食の写真掲示 ●小学校 <ul style="list-style-type: none"> ・全小中学校で食に関する全体計画及び年間指導計画着手 ●乳幼児期から思春期までの「食育実践カリキュラム⁴⁰」を作成。食育活動・栄養指導等を実施 	充実
子どものための救急講座の開催	1 回	1 回	1 回
輝いてママ！リフレッシュ講座の開催	5 回	4 回	4 回
すくすく広場の開催	12 回/年	12 回/年	12 回/年
保健師による家庭訪問	300	404	350
あきっ子ブックの改訂 〔あきの子育てかわら版 あきの子育て通信〕	子育て応援連絡会で子育て情報誌を作成・配布	子育て応援連絡会で子育て情報誌を作成・配付・内容の充実	内容・回数等のさらなる充実
あきっ子広場の開催	12 回/年	12 回/年	12 回/年
親子いのちの教室開催	14 回/年	13 回/年	14 回/年
ふれあい体験学習の開催	6 回	5 回	6 回
ふれあい教室 ⁴¹	1 か所	1 か所	1 か所
良質な住宅情報の提供	第 2 期団地 2 区画分譲	第 3 期団地分譲 23 区画中 23 区画売却	第 3 期団地分譲
男女共同参画による職業生活と家庭生活との両立啓発講座の開催	未実施	男女共同参画推進講座 1 回/年	1 回/年
公園の整備	51 か所	52 か所	51 か所
交通安全教室の実施	実施	実施	各保育所 1 回/年

⁴⁰食育実践カリキュラム／安芸市で生まれ育つ子どもたちが望ましい食習慣を身につけ、豊かな人間性と健康な体を育むことができるよう、平成 25 年度に子どもの年齢と発達段階に応じて体系的にまとめたもの。

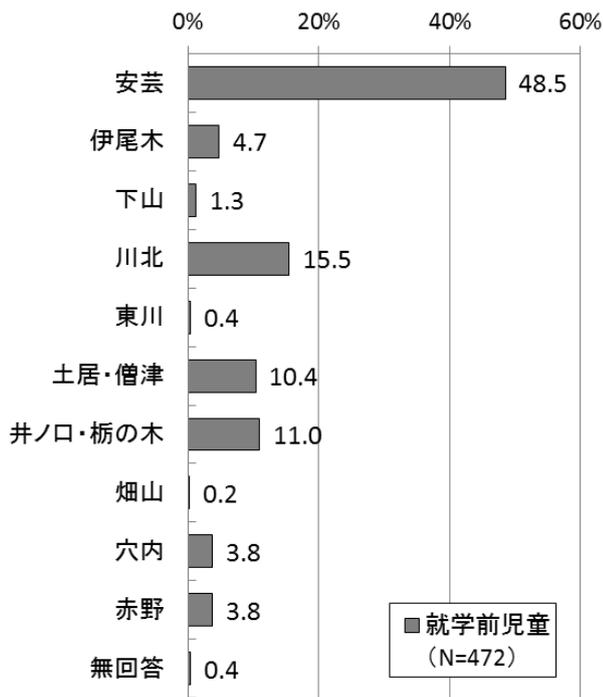
⁴¹ふれあい教室／教育支援センター(旧奈比賀小学校)で、不登校児童生徒が登校する場として週5日実施している。地域の方や他校の児童生徒、保護者との交流事業も行っている。

6 アンケート調査結果の概要

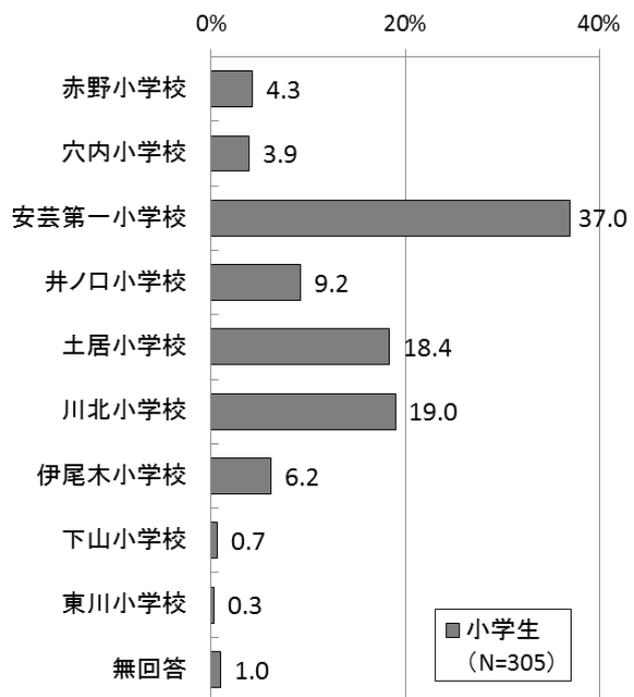
計画策定に当たって実施した「安芸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」結果の概要は次のとおりです。

(1) 対象者の状況について

【就学前 居住地区】

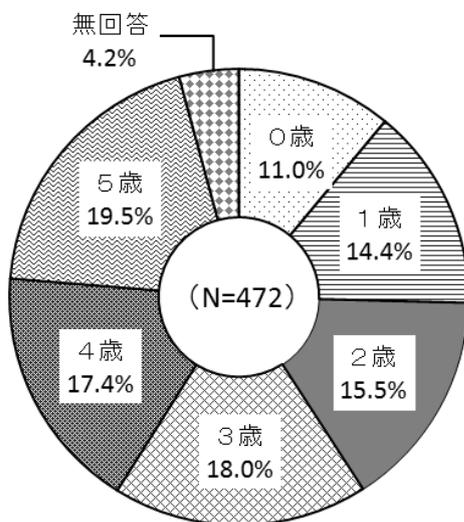


【小学生 通学している小学校】

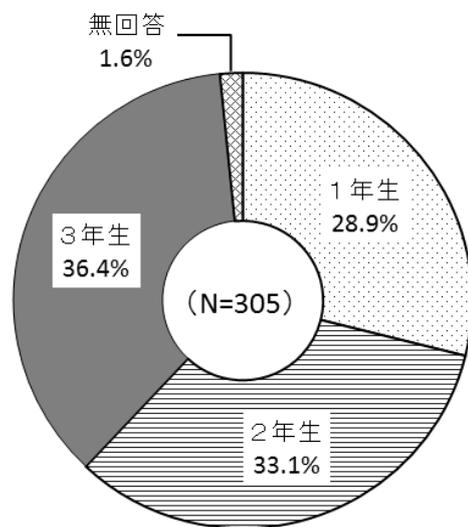


【就学前小学生子どもの年齢】

<就学前児童>



<小学生>



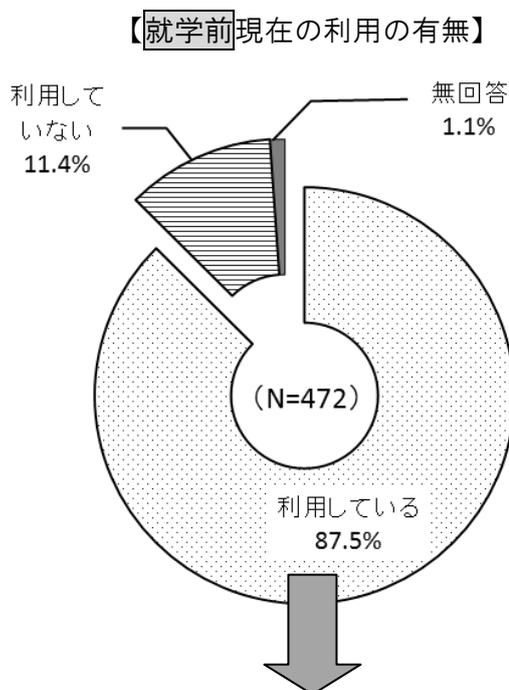
(2) 定期的な教育・保育事業の利用について

① 現在の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が 87.5%で、「利用していない」が 11.4%となっています。

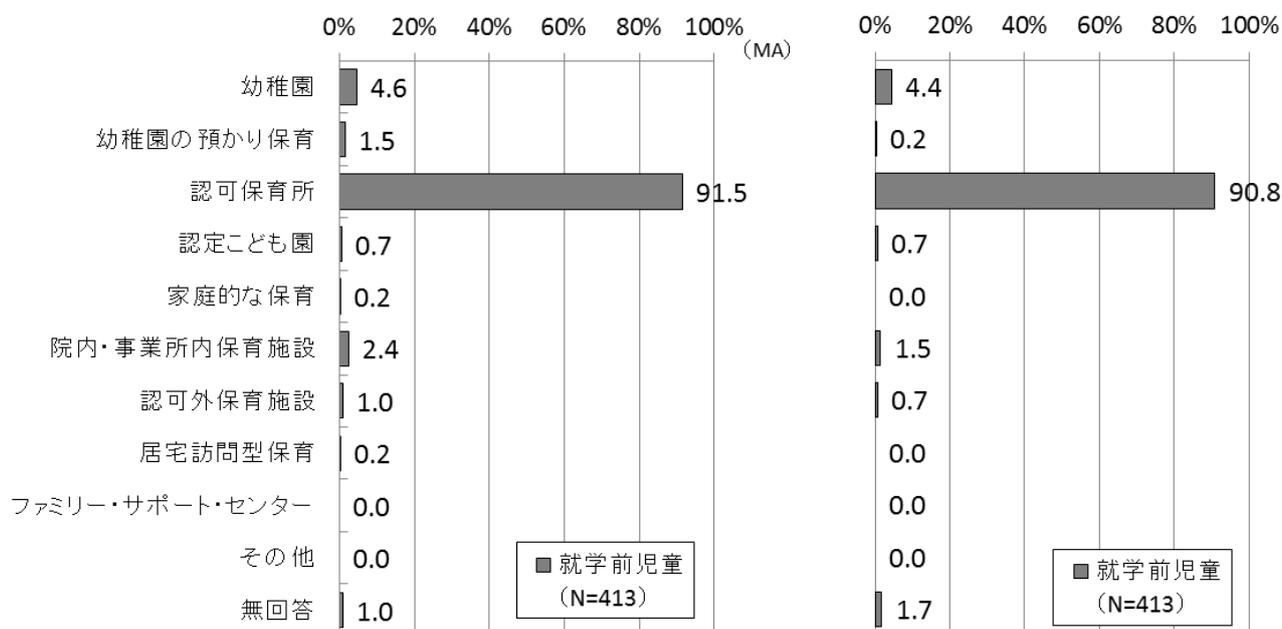
平日に定期的にご利用している教育・保育事業は「認可保育所」が 9 割を超えています。

主に利用している教育保育事業は、「認可保育所」が 90.8%で最も高くなっています。



【就学前】定期的に利用している教育・保育事業

<主に利用している事業>

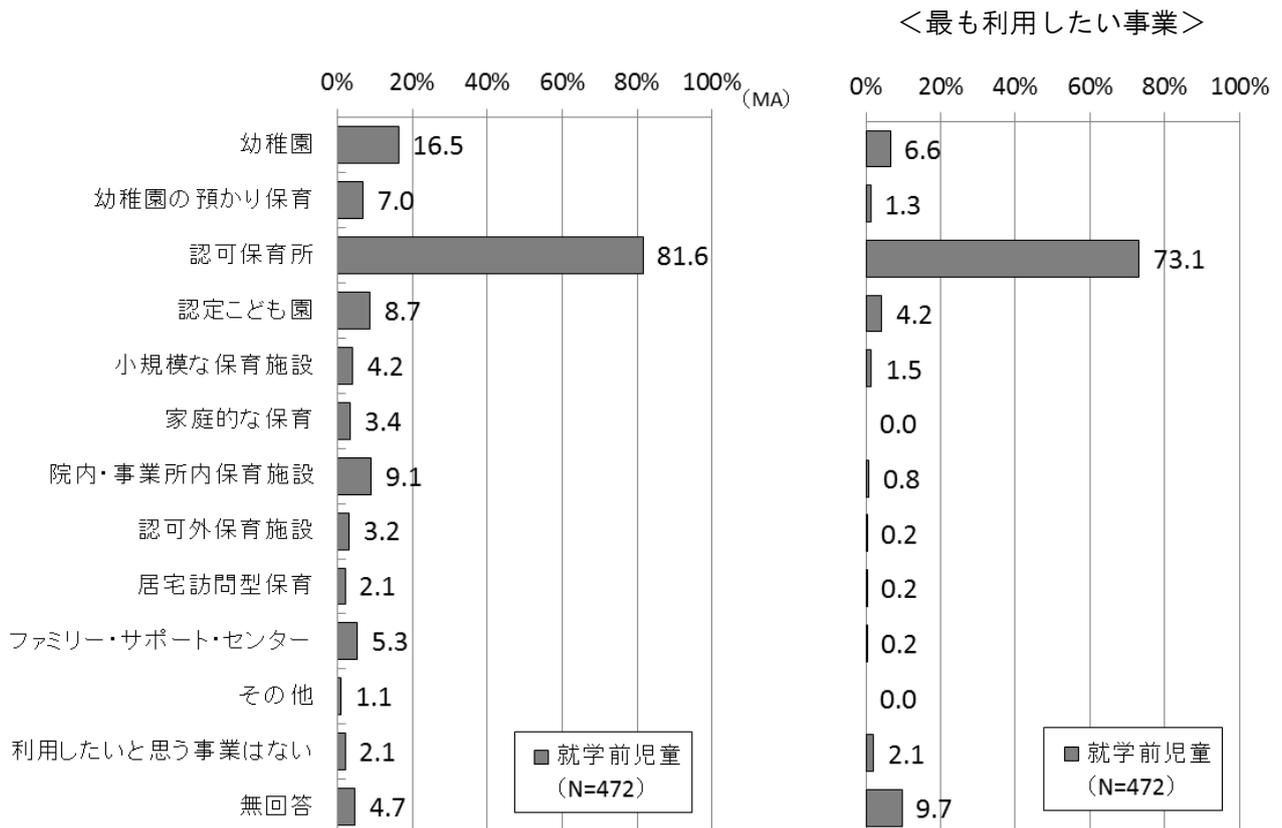


② 今後の利用希望

平日の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「認可保育所」が81.6%で最も多く、次いで「幼稚園」16.5%、「院内・事業所内保育施設」9.1%となっています。

最も利用したい事業は、「認可保育所」が73.1%と最も多くなっています。

【就学前】今後定期的に利用したい教育・保育事業】

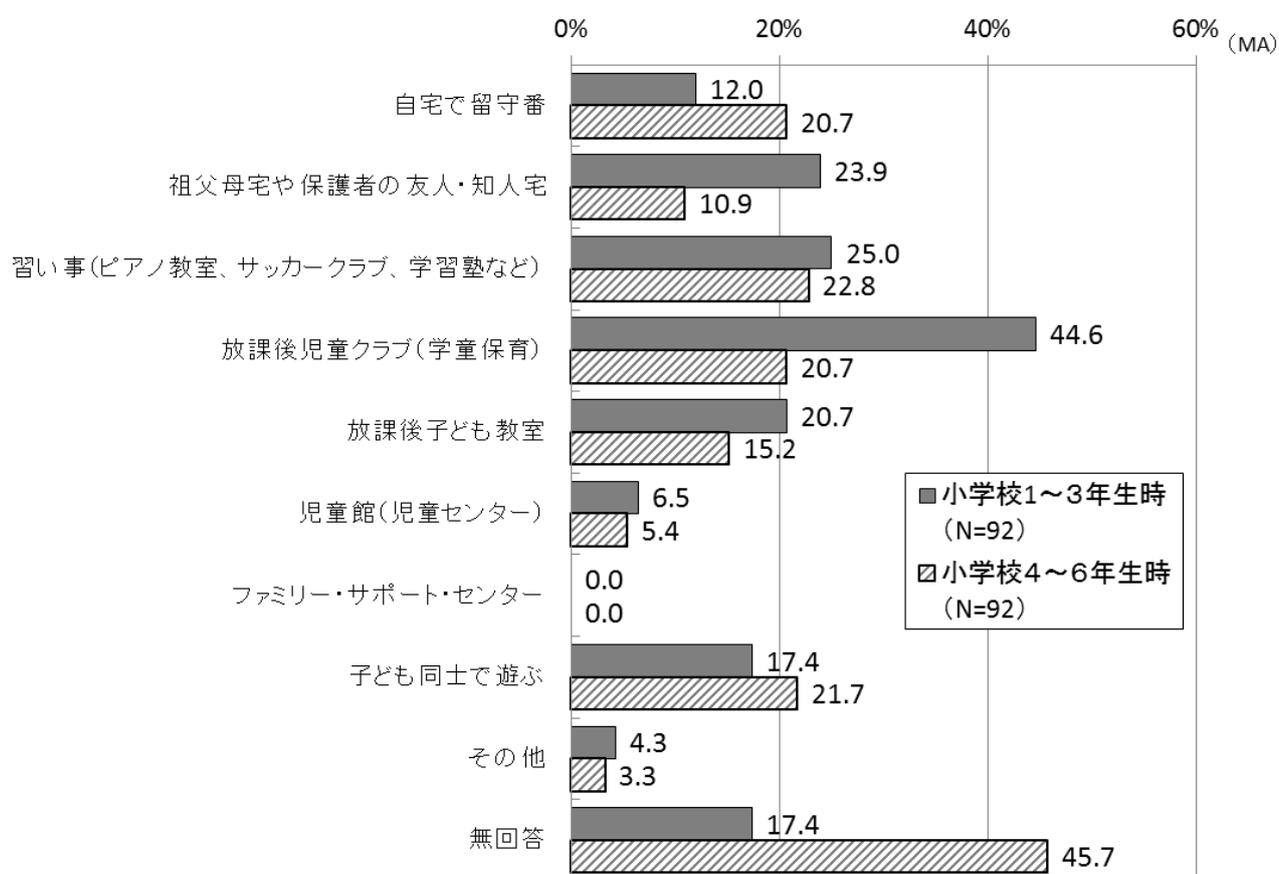


(3) 放課後の過ごし方について

① 平日の過ごし方の希望

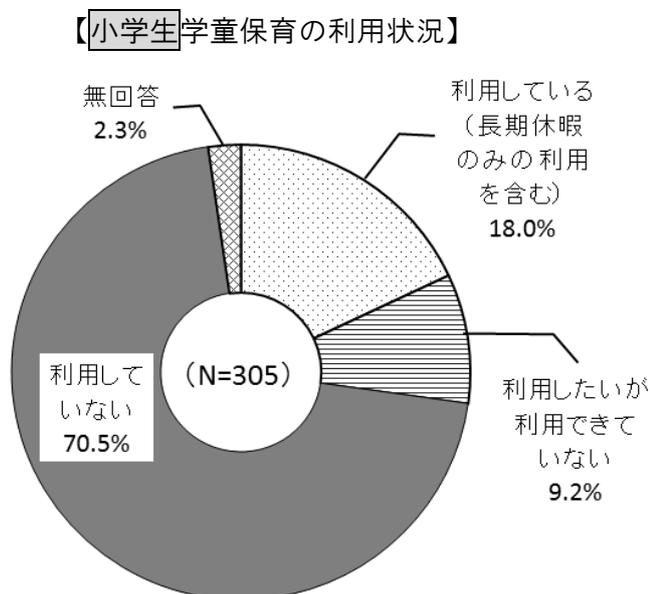
小学校就学後の放課後の過ごし方は、1年生～3年生では「放課後児童クラブ（以下「学童保育」という。）」が44.6%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」25.0%、「祖父母宅や保護者の友人・知人宅」23.9%となっています。4年生～6年生では「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が22.8%と最も多く、次いで「子ども同士で遊ぶ」21.7%、「自宅で留守番」と「学童保育」がともに20.7%となっています。

【就学前】平日の過ごし方の希望



② 学童保育の利用状況

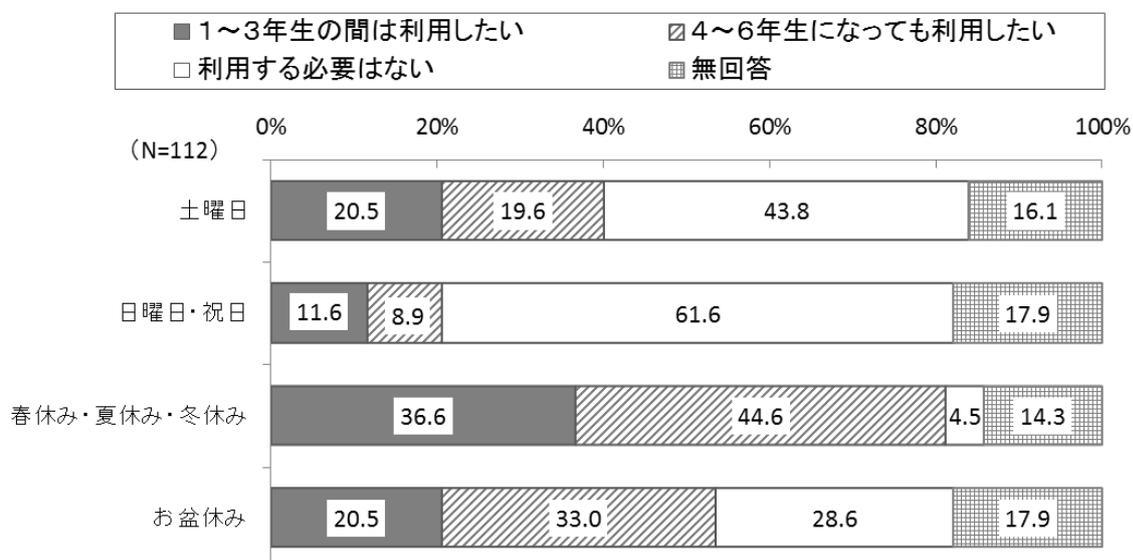
学童保育の利用状況は「利用していない」が70.5%、「利用している（長期休暇のみの利用を含む）」が18.0%、「利用したいが利用できていない」が9.2%となっています。



③ 土曜日、日曜・祝日、長期休暇期間の学童保育の利用希望

学童保育の利用希望は、土曜日は、「利用する必要はない」が43.8%で「1～3年生の間は利用したい」「4～6年生になっても利用したい」が約2割ずつとなっています。日曜日・祝日は「利用する必要はない」が61.6%と、約6割は利用を希望していません。春休み・夏休み・冬休みは、「4～6年生になっても利用したい」が44.6%で、「1～3年生の間は利用したい」が36.6%となっています。お盆休みは、「4～6年生になっても利用したい」が33.0%で、「1～3年生の間は利用したい」が20.5%となっています。

【小学生】土曜日、日曜・祝日、長期休暇期間の学童保育の利用希望

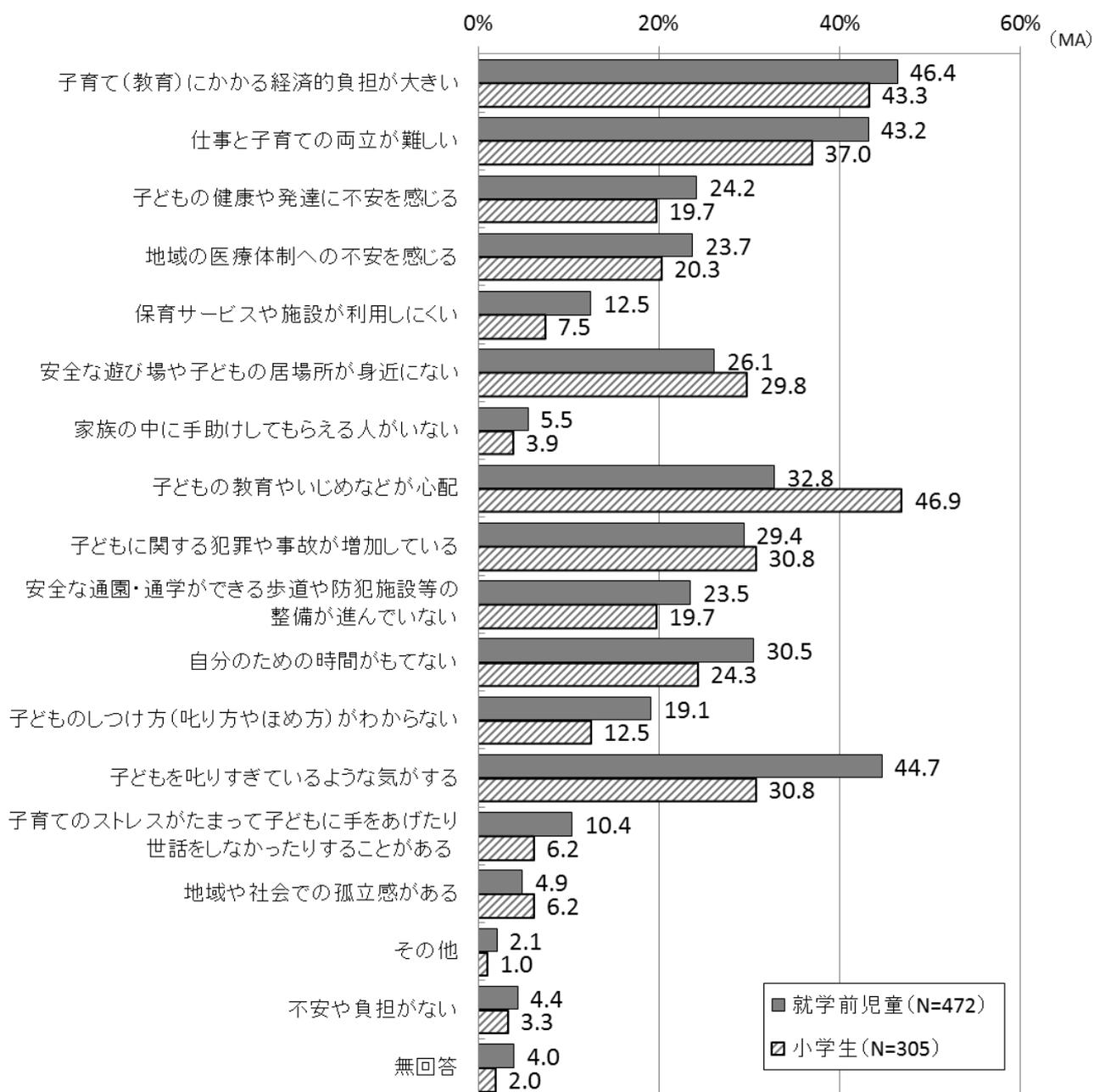


(4) 子育てをする上での不安や負担

就学前児童の保護者が子育てに不安や負担を感じる理由は、「子育て（教育）にかかる負担が大きい」が 46.4%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」44.7%、「仕事と子育ての両立が難しい」43.2%となっています。

小学生の保護者においては、「子どもの教育やいじめなどが心配」が 46.9%と最も多く、次いで「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」43.3%、「仕事と子育ての両立が難しい」37.0%となっています。

【就学前小学生】子育てをする上での不安や負担

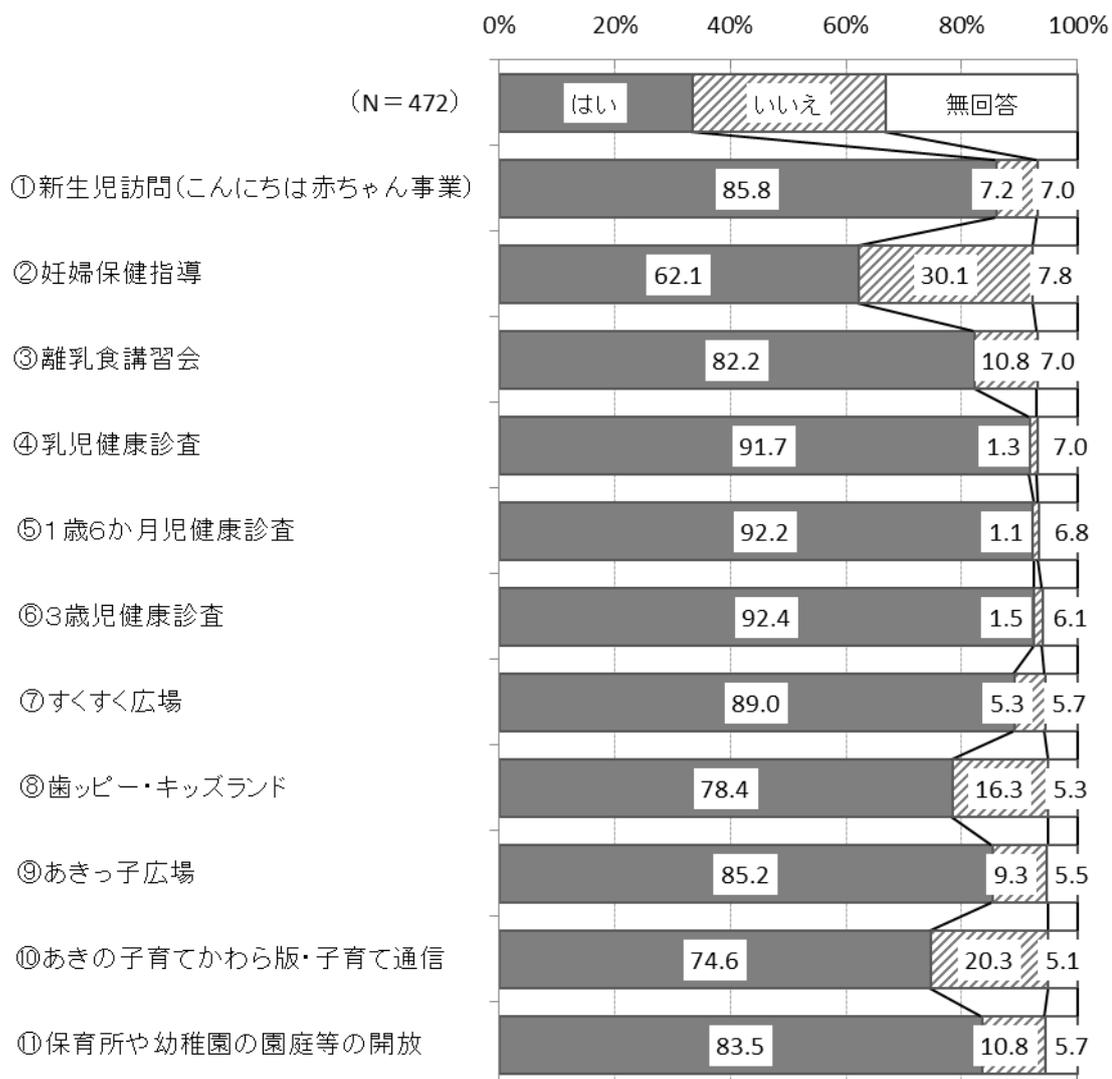


(5) 各種事業について

① 認知度

サービスの認知度は、「3歳児健康診査」が92.4%で最も多く、次いで、「1歳6か月児健康診査」92.2%、「乳児健康診査」91.7%となっています。

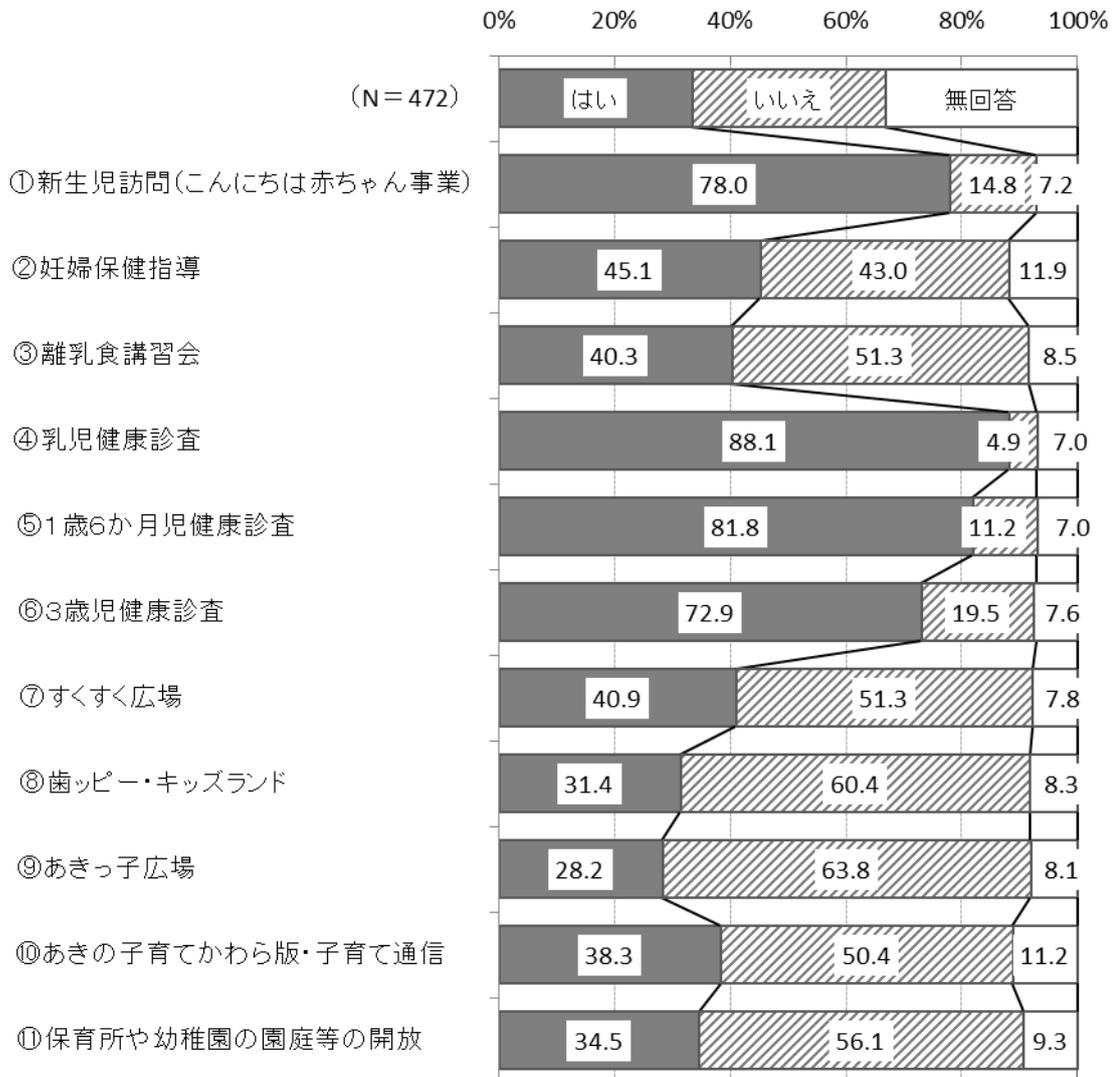
【就学前各種事業の認知度】



② 利用状況

サービスの利用状況は、「乳児健康診査」が88.1%で最も多く、次いで「1歳6か月児健康診査」81.8%、「新生児訪問（こんにちは赤ちゃん事業）」78.0%となっています。

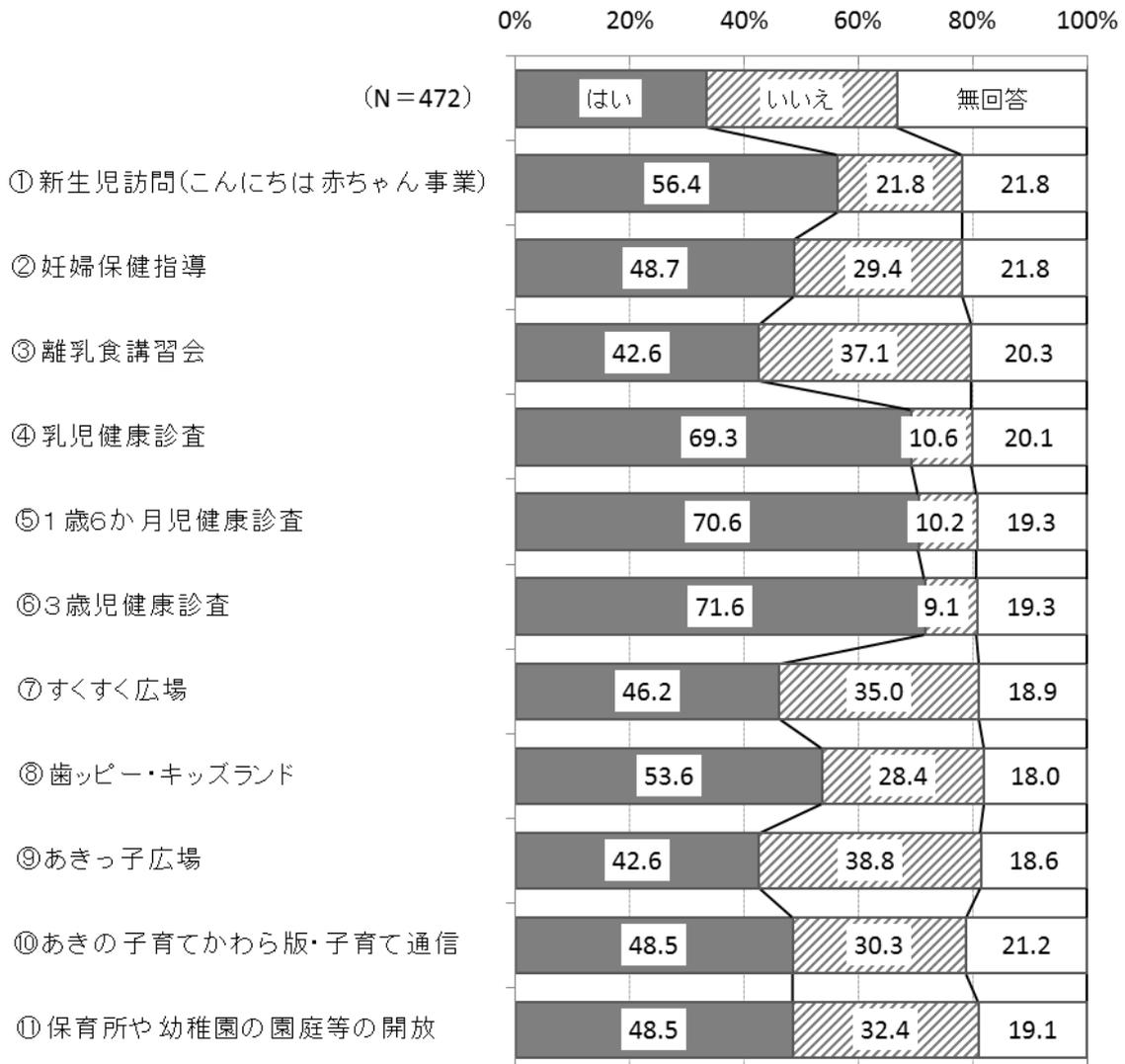
【就学前各種事業の利用状況】



③ 利用希望

今後利用したいサービスは、「3歳児健康診査」が71.6%で最も多く、次いで「1歳6か月児健康診査」70.6%「乳児健康診査」69.3%となっています。

【就学前各種事業の利用希望】



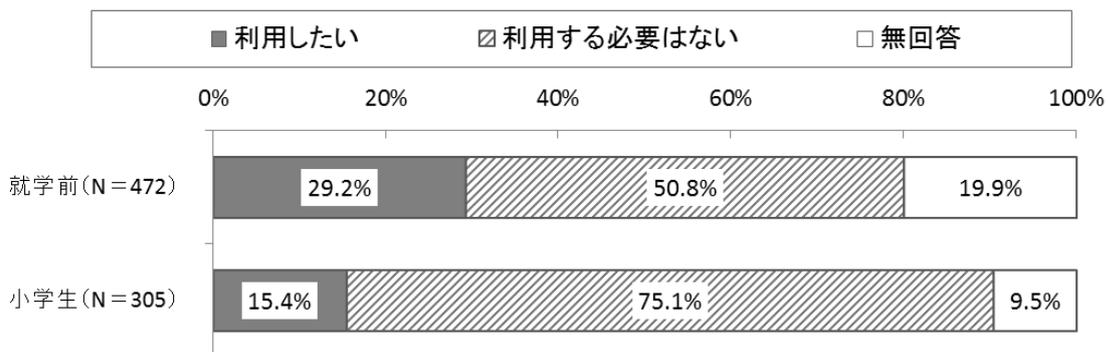
(6) 不特定の教育・保育事業の利用について

① 不特定の教育・保育事業の利用希望

就学前児童の保護者における、私用等での教育・保育事業の利用希望は、「利用する必要はない」が50.8%で、「利用したい」29.2%となっています。

小学生の保護者では、「利用したい」が15.4%、「利用する必要はない」75.1%となっています。

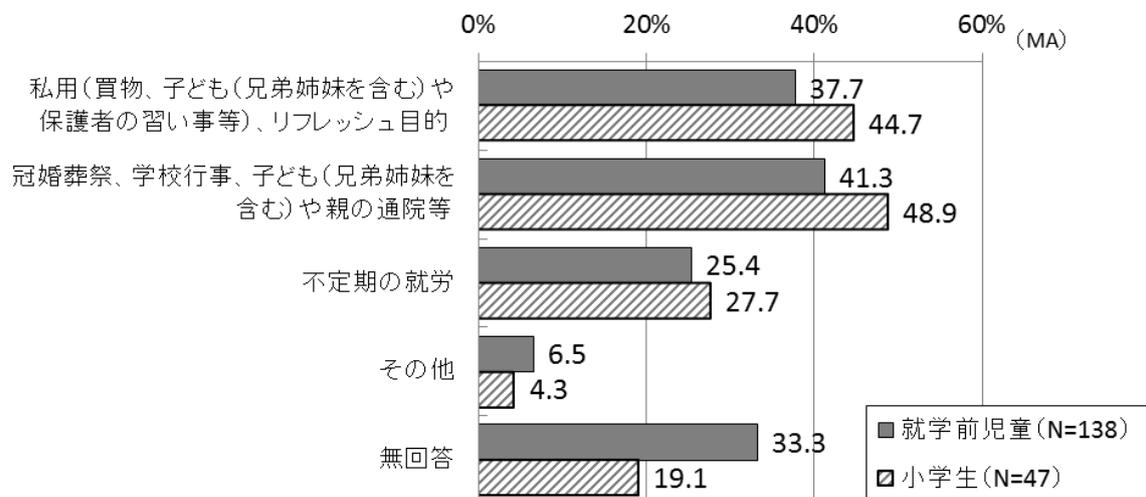
【就学前小学生】不特定の教育・保育事業の利用希望



② 不特定の教育・保育事業を利用したい目的

就学前児童・小学生の保護者における、私用等での教育・保育事業を利用したい理由は、「冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等」が就学前児童41.3%、小学生48.9%と最も多く、次いで「私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や保護者の習い事等)、リフレッシュ目的」が就学前児童37.7%、小学生44.7%、「不特定の就労」が就学前児童25.4%、小学生27.7%となっています。

【就学前小学生】不特定の教育・保育事業を利用したい目的

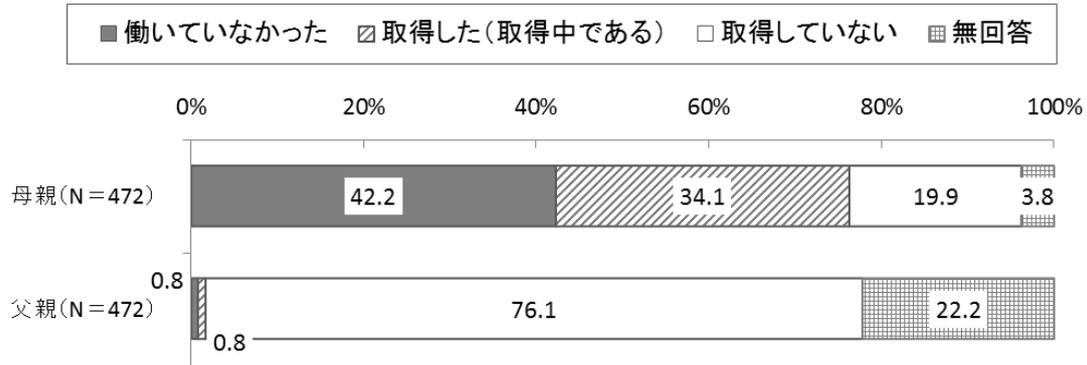


(7) 育児休業の取得について

① 育児休業の取得経験

育児休業の取得状況は、母親では「働いていなかった」が42.2%、「取得した(取得中である)」が34.1%、「取得していない」が19.9%となっています。父親では「取得していない」が76.1%を占めており、「取得した(取得中である)」は0.8%となっています。

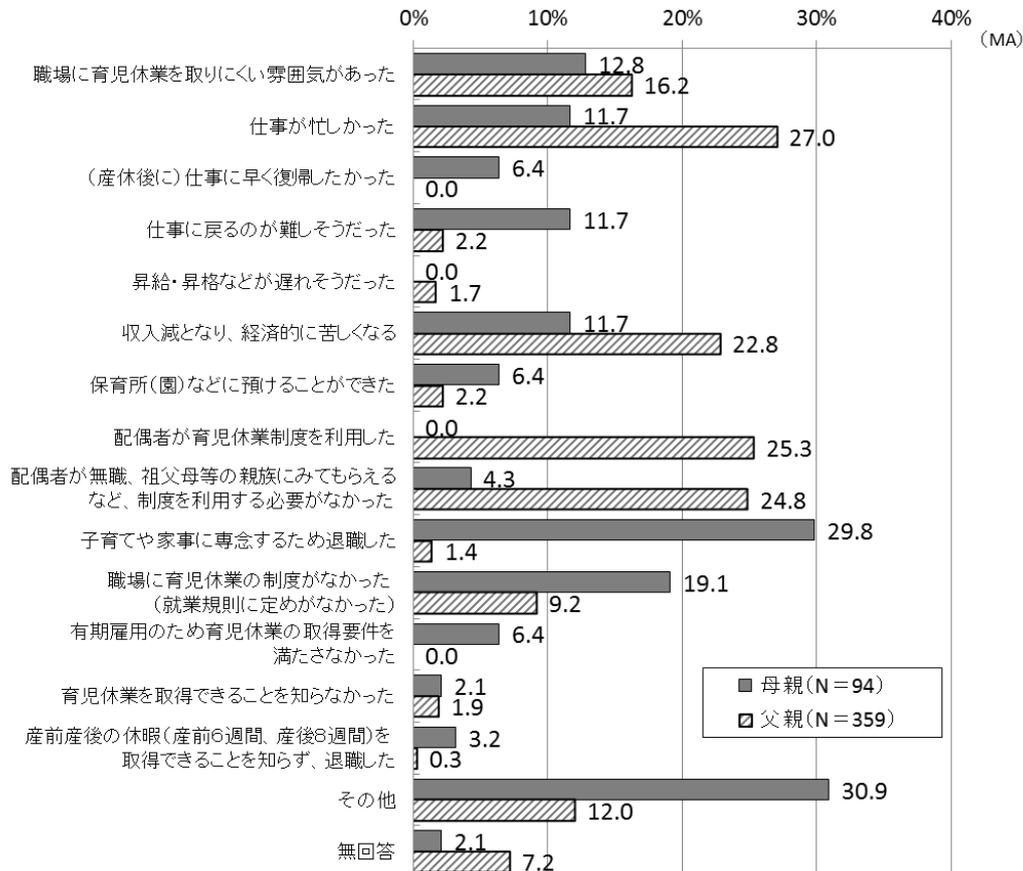
【就学前】育児休業の取得経験



② 育児休業を取得しなかった理由

育児休業を取得していない理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が29.8%で最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」19.1%となっています。父親では「仕事が忙しかった」が27.0%で最も多く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」25.3%となっています。

【就学前】育児休業を取得しなかった理由



7 子ども・子育てを取り巻く課題

(1) ニーズに対する供給のあり方

本市においては、アンケート調査から算出した教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量は現在の供給体制で概ね充足できる状況にあります。アンケート調査の平日の定期的な教育・保育事業の現状と今後の希望の結果をみても、回答の傾向は近くなっています。

本市では、これまで地域ぐるみの子育て支援や保育サービスの充実等に取り組んできましたが、保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加等により、子育て家庭のニーズは多様化しています。子どもの数は減少することが見込まれていますが、今後も子育て家庭の様々な状況に柔軟に対応し、子育て家庭が利用しやすい子育て支援のあり方を検討していく必要があります。

(2) 子どもが安全に過ごせる環境整備

小学校就学後の放課後の過ごし方の希望をみると、小学校 1～3 年生時では「学童保育」の希望が最も多く、小学校 4～6 年生時になると、「学童保育」の希望は減少し、その減少分が「自宅で留守番」「子ども同士で遊ぶ」などに移行しています。

放課後の過ごし方の意向は、成長段階により異なっていますが、留守家庭児童の増加や子どもたちが被害者となる犯罪などが起きている社会の現状を考えると、学童保育の質・量の充実など地域の居場所として、子どもたちが安全に過ごすことができる環境整備が求められています。

(3) 気軽に相談できる環境整備

保護者が子育てに不安や負担を感じる理由は、「子育て（教育）にかかる負担が大きい」「仕事と子育ての両立が難しい」「子どもの教育やいじめなどが心配」「子どもを叱りすぎているような気がする」など、保護者の悩みは様々です。

今後はより気軽に相談できる体制や、専門性の高い相談への対応体制の整備が必要であると同時に、子育て支援の相談機能も担う地域子育て支援センターや家庭児童相談室等の相談機関の周知をさらに図る必要があります。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

育児休業の取得経験は、母親は 34.1%が「取得した」となっていますが、父親の取得率は 1%にも満たない結果となっています。育児休業を取得しなかった理由は「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「配偶者が育児休業制度を利用した」「職場に育児休業の制度がなかった」などが多くなっており、仕事と子育てを両立できる職場環境が十分に整備されていない状況もみられます。

働き方の見直しなど、企業等へのワーク・ライフ・バランスの働きかけが必要であるとともに、産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な確保を推進していく必要があります。

第 3 章

計画の基本的方向

1 基本理念

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、全ての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、これからの社会を担う力として大切な存在です。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、全ての市民に共通する願いでもあります。

安芸市次世代育成支援行動計画では、次の 4 つの基本理念を掲げ、子どもが健やかに育つ家庭環境と、子育て支援の様々な取り組みを通じて、地域のふれあいの中で、子どもがのびのびと育つまちの実現に向け、各種施策に取り組んできました。

安芸市次世代育成支援行動計画との連続性並びに整合性を維持するため、本計画においても、原則この理念を継承することとします。

また、子ども・子育て支援法・基本指針に基づき、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するということを基本的認識とし、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるとともに、次代を担う子どもたちの最善の利益を保障しながら、地域みんなに支えられ、心身ともに健やかに成長できることをめざすものとします。

基本理念

理念 1

子どもたちの幸せを第一に考え、子育て家庭が夢や自信を持てる環境づくりを推進します。

理念 2

安心して子どもを生み育てやすい地域環境づくりをめざします。

理念 3

子育てサービスの向上、情報公開の推進を図ります。

理念 4

「子どもの視点・意見」を大切にし、郷土・家族・人を愛せる子どもが育つような環境づくりに努めます。

2 基本目標

「人にやさしいまちづくり」の実現をめざして、基本理念と同様に、安芸市次世代育成支援行動計画の基本目標を踏襲します。地域に根付いた計画とするためにも、行動計画と同様の方向性で推進していくことで、継続した事業実施を行っていきます。

1 子どもと子育て家庭への支援

社会環境が大きく変化する中、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健サービスの提供などを推進します。また、妊娠・出産にはじまり、育児の各ステージにおける子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくために、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援を充実していきます。

さらに、ひとり親家庭や障害のある子どもなど、専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取り組みを推進するとともに、子どもを安心して生み育てるために、住環境、交通環境、建築物等の整備など、生活環境の整備に努めます。

2 地域における子育ての支援

必要なサービスが必要なときに受けられるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスとその情報提供と認知・認識の充実を図っていきます。また、子育て家庭と地域社会を結ぶネットワークづくりや子育て支援情報の充実に重点を置き、不安や悩みにも的確に対応できるよう、地域における子育て支援を充実していきます。

さらに、地域の関係機関の体制強化を図り、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策など、子どもの安心・安全の確保に努めます。

3 仕事と子育ての両立支援

すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・県や市内事業所等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを行っていきます。

また、働く人々の権利である育児休業制度等の関連制度等の情報提供により意識啓発に取り組みます。

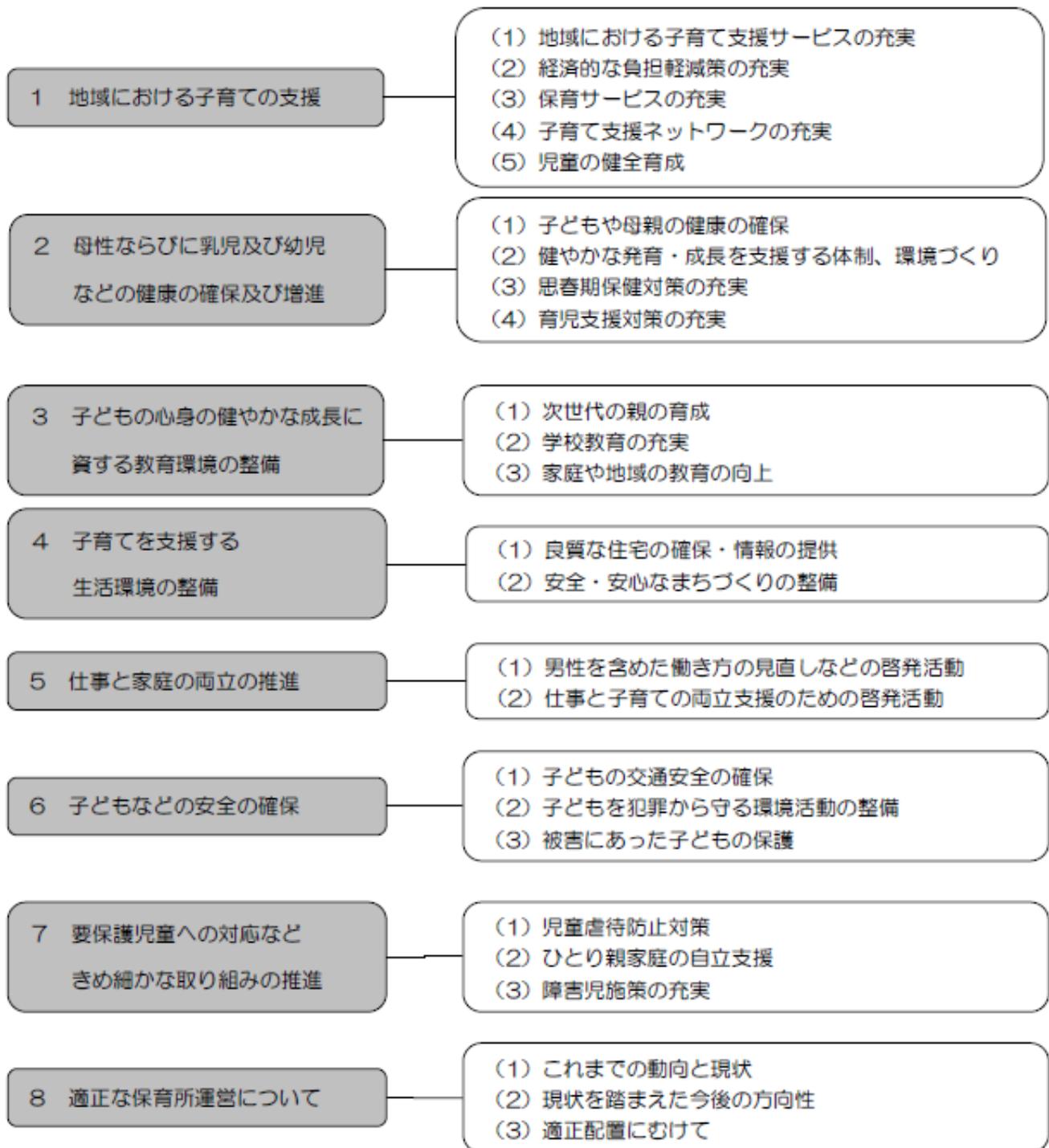
4 子どもの教育環境の整備

これからの安芸市を担う子どもたちが生きる力と豊かな心を育み、また、家庭を築き、子どもを生み育てることの意義と喜びを理解することができるよう、教育環境の充実を図るとともに、家庭・地域の子育て力を高めるための意識啓発や学習機会の充実に努めます。

3 施策体系

基本目標	基本施策	次世代育成支援行動計画における 対応項目 No
1 子どもと子育て家庭への支援	(1) 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援 (妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診、児童手当など) (2) ひとり親家庭の自立支援 (3) 障害児施策の充実 (4) 子育てを支援する生活環境の整備	1(2)、2(1)(2) 7(2) 7(3) 4(1)(2)
2 地域における子育ての支援	(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 子育て支援ネットワークの充実 (3) 児童虐待の防止 (4) 子どもの安心・安全の確保	1(1)、2(4) 1(4) 7(1) 6(1)(2)(3)
3 仕事と子育ての両立支援	(1) 保育サービスの充実 (2) ワーク・ライフ・バランスの促進	1(3) 5(1)(2)
4 子どもの教育環境の整備	(1) 保幼小中の連携の推進 (2) 次世代の親の育成 (3) 学校教育の充実 (4) 児童の健全育成 (5) 思春期保健対策の充実 (6) 家庭や地域の教育力の向上	新規 3(1) 3(2) 1(5) 2(3) 3(3)





第4章

基本施策と取り組み

1 子どもと子育て家庭への支援

(1) 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠・出産における健康づくり支援や相談体制の充実を図ります。

また、子どもの健康を保ち、成長が促されるよう、乳幼児健康診査等において子どもの健康づくり支援を行うとともに、子どもが病気やけがの際に安心できる、小児医療体制の維持と充実を図る必要があります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①相談・指導體制の充実	安心して子どもを生み育てることができるよう、気軽に相談できる体制を整備し、妊産婦及び乳幼児の個別支援の充実を図ります。
②健康診査等の充実	乳幼児期の心身の発達の遅れなどを早期に発見し、適切な対応を行うため、健康診査の充実を図るとともに、経過観察の必要な乳幼児については個別支援の充実を図ります。
③生活習慣病予防対策の推進	乳幼児期から生活リズムを確立する大切さと生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を図ります。
④食育の推進	食育実践カリキュラムを活用し、子どもたちが「食」を通じて健やかな身体と、豊かな人間性を育むことができるよう学習機会を充実するとともに、地域の関係団体と連携した取り組みを推進します。
⑤小児医療体制の充実	高知県東部では出産できる医療機関は県立あき総合病院のみであり、小児科、産科機能の維持と充実が望まれているため、小児休日医療・夜間救急体制の継続と、より一層の充実が図られるように要望していきます。
⑥子ども医療費助成制度	中学生までの医療費を無料もしくは軽減する助成制度です。今後も継続して実施するとともに、助成内容の拡大を検討していきます。

(2) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を保障するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及び高知県ひとり親家庭等自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など、総合的な自立支援を行います。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①ひとり親家庭等に対する相談・情報提供体制	本市福祉事務所の母子父子自立支援員によりひとり親家庭等の相談に対応するほか、広報紙や市ホームページ等で関連事業の情報を提供します。 相談内容は生活一般や子育てに関することが多く、複雑多様化する傾向にあることから、関係各課間や関係機関等との連携と情報共有を強化しながら、適切な相談・情報提供の実施を図ります。
②ひとり親家庭医療費助成制度	所得税非課税のひとり親家庭の親子の医療費を無料化する助成制度です。今後もひとりで子育てをしている保護者の負担を少しでも軽くするために継続して実施します。
③ひとり親家庭等の資格や技能取得への支援	ひとり親家庭等の安定した収入を確保するために、資格や技能の取得に向けて、母子・父子家庭自立支援給付金事業 ⁴² による資金面での支援を行っていきます。
④就業支援の啓発	ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター ⁴³ 等との連携や広報紙等で周知に努めます。

(3) 障害児施策の充実

障害児など特別に個別の支援が必要な子どもへの施策については、「安芸市障害者計画・障害福祉計画」に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。障害の原因となる疾病及び事故の予防を含めた乳幼児期の健康づくりや発達障がい等の早期発見のために母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく保健・医療・福祉、教育等の必要な支援が受けられるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

また、特定教育・保育施設、学童保育での障害児等特別に個別の支援が必要な子どもの受け入れを推進します。

⁴²母子・父子家庭自立支援給付金事業/ひとり親家庭の母・父が認められた一定の講座や定められた資格取得の養成機関を受講する場合の経費の一部や生活費等を支給する制度。

⁴³母子家庭等就業・自立支援センター/ひとり親家庭の母・父に対する就業相談や情報提供等就業支援サービスを提供するセンター。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①安芸市障害者計画・障害福祉計画の推進	安芸市障害者計画・障害福祉計画に基づき、障害児関連施策を総合的に推進していきます。
②発達障がいへの支援	<p>発達障がいのある子どもに対する支援として、就学前児童を対象とした「児童発達支援⁴⁴」、学齢児を対象とした「放課後等デイサービス⁴⁵」の利用を推進します。</p> <p>また、発達障がいをはじめとした療育に関する相談支援や各種福祉サービスの提供にかかる援助、調整等を行っており、今後も継続して実施していきます。</p>
③教育・保育施設における障害児の受け入れ	すべての認可保育所で保育士による保育が可能な障害児の受け入れを行っており、今後も、幼稚園、保育所における、障害児等特別に個別の支援が必要な子どもの受け入れを推進します。
④障害児の就学支援	<p>障害児及び個別の支援が必要な幼児の就学に関して、病院や療育機関、保育所・幼稚園、学校、行政等が連携して支援ミーティング等を開催し、必要な支援を実施します。</p> <p>保護者が子どもの障害を理解し、受け入れていく過程に即したきめ細やかな支援ができるよう、今後も関係機関等の連携強化を図ります。</p>
⑤社会参加への支援	障害者余暇活動支援事業（ニコスマイル）等の活動の場を整備していきます。障害者が地域で認められ、また、地域とのつながりを持ち、安心安全な生活ができるよう障害に対する理解啓発を推進していきます。
⑥在宅生活への支援	児童相談支援事業所の整備を進め、適切な在宅サービス等の利用につなげていきます。また、長期休暇支援事業 ⁴⁶ や日中活動の場を整備し、障害児の在宅生活を支援していきます。
⑦保健、福祉、教育、医療等の連携	乳幼児期から成人期に至るまで、必要な支援を切れ目なく一貫して受けることができるよう、発達障がいの診断または疑いのある人等を対象に「安芸市版つながるノート」を配付します。また、特別に個別の支援が必要な本人とその家族がよりよい支援を受けられるよう関係機関が連携し支援ミーティングを開催するなどの支援を行います。

⁴⁴児童発達支援／未就学児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。

⁴⁵放課後等デイサービス／就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行う。

⁴⁶長期休暇支援事業／長期休暇期間中に、障害児が自宅に閉じこもりがちにならず、家族以外の他者との交流を図り、また家族の介護負担の軽減を図ることを目的として、散歩、音楽、本読みなどを行っている。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育て家庭が安心して、快適に生活できる環境整備が求められています。

子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、のびのびと安全に活動できるよう、住居を含めた地域の生活環境等の整備に努めます。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①子どもと子育てに配慮した公園の管理	子どもを含めた市民の健康増進と、ゆとりと潤いのある住環境の形成に資するための公園の整備・管理を行います。
②子育てに配慮した居住環境の整備	ゆとりを持って子どもを生み育てることができる環境に配慮した住宅団地の分譲を進めるとともに、新たな住宅団地の整備についても検討します。
③子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進	公共施設等の利用者が多い施設に、授乳室やおむつ替えスペースの設置を促進するなど、子ども連れの家庭に配慮したまちづくりを推進します。
④安全な道路環境の整備	交通安全施設の維持補修及び整備が必要な箇所について、カーブミラーやガードレールの設置など計画的な施設整備を推進します。
⑤防災対策の推進	子どもを含めた市民に対して防災啓発を行い、防災意識の向上や家庭での備えの充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援や避難行動要支援者名簿・個別支援計画の作成、情報伝達手段の確立を図ります。



2 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

共働きをしている家庭、共働きをしていない家庭、ひとり親家庭、障害がある子どものいる家庭など、すべての家庭の子育てを支えること、あらゆる状況にあるすべての子どもの成長を支援することが必要です。また、家庭の養育機能の低下や子育て家庭の孤立化などが問題となっていることから、地域全体が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、支えることが大切です。

地域における子育てに関する様々な支援の充実を図るとともに、相談・情報提供体制の充実を図り、すべての子育て家庭が身近に感じることができる、地域一丸となった子育て支援体制づくりを進めます。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①子育てに関する情報提供の充実	子育てに関する情報がすべての子育て家庭に確実に伝わるよう、「子育て便り」「あきの子育てかわら版」「あきの子育て通信」「子育て応援連絡会」をはじめ様々な方法・媒体で情報を提供します。
②相談体制の充実	個々のケースに適切に対応できるよう地域子育て支援センターや家庭児童相談室、乳幼児相談など、各種相談機能の充実とともに、関係機関の連携を図ります。また、相談機関の周知や利用しやすい相談体制の整備に努めます。
③すべての子育て家庭への保育サービスの充実	病気や介護のために子どもの保育が困難になった場合や、リフレッシュを希望する場合の保育サービスの充実を図ります。
④民間保育サービスの育成	民間保育サービス等に対する助言及び援助を充実するとともに、職員の研修会等の充実を図り、民間保育従事者との連携の場の形成に努めます。

(2) 子育て支援ネットワークの充実

子育てをする親同士や、子育て家庭と地域の人がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進します。

また、子育てを地域全体で支えるため、子育て支援団体の育成、子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど地域の関係機関の連携強化を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①子育て支援ネットワークの充実	平成 21 年に立ち上げた「子育て応援連絡会」を、今後継続して実施します。子育てを応援し合う活動が地域に浸透するように情報発信し、各組織や団体が互いに助け合い、交流し合うことで、きめ細やかな子育て支援につなげられるよう取り組みます。

施策・事業名	内容
②地域子育て支援拠点事業の充実	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う場の充実を図ります。
③子育て関連団体への支援	子育てサークルや子育てに関する自主的活動をしている団体の活動を支援します。

(3) 児童虐待の防止

養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげるなど虐待を未然に防ぐための取り組みを推進するとともに、虐待を受けた子どもの精神的なケアに努めます。

また、行政、児童相談所、警察、各種団体など地域の関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会⁴⁷のネットワーク機能の強化を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①情報の周知	児童虐待の防止や早期発見のため、児童虐待に関する情報(どのような行為が虐待であるか、虐待を目撃した場合の対処方法等)の周知を図ります。
②相談体制の充実	関係機関職員の研修等への参加による資質の向上及び相談体制の充実に努めます。
③要保護児童への支援体制の充実	虐待を受けた子どもの精神的なケアを行う関係機関と連携し、適切な対応を図ります。
④関係機関の連携	「安芸市子ども支援ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図ります。

(4) 子どもの安心・安全の確保

子どもを交通事故等から守るため、安全な道路環境の整備を進めるとともに、子どもに対する交通安全教育を推進します。

また、子どもを犯罪の被害から守るため、家庭や地域、子ども自身の防犯意識を高めるとともに、地域で子どもを見守る体制づくりとその支援を推進します。

⁴⁷要保護児童対策地域協議会／児童家庭相談体制の整備や、要保護児童等を早期に発見し、関係機関が連携を図り迅速に支援を行うことで、虐待防止に努める組織。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①交通安全教育の推進	各保育所や小・中学校で、交通安全に対する意識啓発を図るため、交通安全教室を実施します。
②安全な道路環境の整備 【再掲】	交通安全施設の維持補修及び整備が必要な箇所について、カーブミラーやガードレールの設置など計画的な施設整備を推進します。
③防犯意識の普及啓発	家庭や地域の防犯意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避するために防犯教室や薬物乱用教室を実施します。
④子どもの犯罪被害に関する地域の防犯体制の整備	少年育成センター職員、教員、家庭児童相談室職員による合同定期補導を行い、子どもを見守る体制づくりを推進するとともに、子どもに関わる犯罪・被害に関する情報提供体制の充実を図ります。
⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<p>子どもの心の発達や人格形成に悪影響を及ぼすものに対し、適切な対策の検討を行い、実施していきます。</p> <p>近年は有害図書等の回収に加え、携帯電話・スマートフォン・ゲーム機等の適正使用、インターネットモラルについての学習を行っており、今後も新たなサービスが次々と普及することが考えられるため、常に最新の状況を踏まえた教育、啓発が必要となっています。</p>
⑥子ども 110 番	「こども 110 番の家」の認識を深め、子どもたちに学校区や通学路のどこに「こども 110 番の家」が設置されているかを知らせるとともに、防犯教室等で具体的な体験学習を実施します。



3 仕事と子育ての両立支援

(1) 保育サービスの充実

安芸市の保育所では年間指導計画のもとに、子どもの成長に合わせた保育を行うことで、健やかな成長を支えるとともに、子供の視点を大切に、郷土を愛せる子どもが育つような環境づくりに努めています。今後は、就学前の保育の量的拡大を図るとともに、保護者の多様な就労形態に対応し、時間外保育、病児・病後児保育、幼稚園における預かり保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①教育・保育の提供体制の充実	子どものための教育・保育給付により、施設型給付（保育所、幼稚園）、地域型保育給付（小規模保育）の充実を図ります。
②多様な保育サービスの提供	地域子ども・子育て支援事業により、時間外保育や放課後児童健全育成事業、病児・病後児保育、預かり保育など多様な保育サービスの充実を図ります。
③乳児保育の実施	公立の安芸保育所、染井保育所、私立の矢ノ丸保育園の3箇所で引き続き乳児保育を実施します。
④家庭支援の推進	家庭環境に対する配慮が必要な児童に対して、定期的な家庭訪問や指導などを行う家庭支援専門の保育士を配置し、入所児童の家庭での処遇向上を図ります。
⑤質の高い教育・保育や子育て支援等の推進	乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに鑑み、子どもの健やかな発達を保障するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。 そのために、県や関係機関と連携した人材の確保・育成に努め、教育・保育サービス等の評価にも取り組みます。

(2) ワーク・ライフ・バランスの促進

仕事と生活の調和のとれた生活を実現できるよう、企業や労働者に対して、働き方の見直しや仕事と子育て等を両立しやすい職場環境づくり等について啓発するとともに、家庭において父親、母親がともに育児や家事の責任を担い、協力しあえるよう、男女共同参画の推進についての意識啓発を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解を促進するため、労働者、事業主、市民等への意識啓発を図ります。
②働き方の見直しについての意識啓発	父親・母親ともに職業生活優先の意識や固定的役割分担意識を考えるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、バランスのとれた働き方やライフスタイルを考えることができる意識の啓発を図ります。
③各種制度の普及啓発	育児休業や看護休暇等の趣旨や内容について、関係機関と連携して普及啓発を図ります。
④一般事業主行動計画に関する情報提供	次世代育成支援対策推進法に基づき企業が策定する「一般事業主行動計画」に関する情報提供等を行います。平成 23 年度より従業員 101 人以上の企業に「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられることとなったため、企業等に対する情報提供や啓発に努めます。
⑤家庭における男女共同参画意識の啓発	男女がともに個性と能力を発揮し、いきいきと暮らすことができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を図ります。 また、家事・育児は家族で分担し、助け合うという意識の浸透を図り、父親の家事・育児への参画について啓発を行います。
⑥産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	育児休業満了時以降、希望する保護者が教育・保育事業を利用できるよう、計画的に提供体制を整備し、利用を希望する保護者が、希望時期から質の高い保育を利用できるよう配慮に努めます。

4 子どもの教育環境の整備

(1) 保幼小中の連携の推進

関係機関が連携を図り、育ちと学びをつなげることにより、次世代の安芸市を背負って立つ人材の育成を目指します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
① 幼児期の教育と小学校教育、小学校と中学校の円滑な接続を図るための連携	<p>安芸市保幼小中連携教育推進協議会を組織し、子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、移行期に円滑な接続が図れる取り組みを進めます。</p> <p>幼児期教育から小学校教育への接続においては、幼児と児童の交流を通して、小学校生活へのあこがれや希望を持たせます。また、アプローチカリキュラム⁴⁸による保育（教育）活動や、スタートカリキュラム⁴⁹による指導を実施します。</p> <p>小・中の連携においては、児童生徒、教員の交流や合同の活動を通して、教育目標やカリキュラム等において協働できる取り組みを進め、小学校から中学校への円滑な接続を図ります。</p> <p>さらに、特別な支援を要する子どもの支援をつなげます。</p>
② 保育所と幼稚園の連携	<p>幼稚園・保育所の連携を図り、それぞれの機能を活かした就学前教育・保育の充実を図るために、合同での研修会やお互いの保育（教育）活動の公開を通しての研修を図ります。</p>

(2) 次世代の親の育成

次世代の親となる子どもが、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義や命の尊さ、子どもや家庭の大切さについて理解を深めることができるよう、意識啓発を図るとともに、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
① 学習機会の充実	<p>思春期の児童・生徒が、子どもを生き育てることの意義や家庭の重要性を学ぶ機会、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。</p>
② 思春期における男女共同参画意識の啓発	<p>男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについて意識啓発を図ります。</p>

⁴⁸アプローチカリキュラム／就学予定児（5歳児）を対象に、就学直前までの期間（10月から3月の期間が多い）に、小学校の始まりを意識しながら、幼児期の主体的な遊びを通して、小学校という新しい環境に不安なく移行（円滑な接続）できることを期待して行われる教育活動。

⁴⁹スタートカリキュラム／新入児童の小学校入学直後約一ヶ月間程度において、子どもが幼児期に体験してきた『遊び的要素』と、これからの小学校生活の中心をなす教科学習の要素の両方を組み合わせた学習プログラムのこと。

(3) 学校教育の充実

確かな学力と体力を身につけるとともに、豊かな人間性を育み、子ども一人ひとりが自信と希望を持って自らの将来や社会を力強く切り拓いていけるよう、教育活動の充実を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①確かな学力の育成	発達段階に応じて、修得すべき基礎・基本を確実に身につけ、自ら考え、判断し、表現する力や学習意欲を育てます。
②豊かな人間性と健やかな体の育成	知・徳・体が教育の基本であることに鑑み、規範意識や他人を思いやる心を育むとともに、力の源となる体力や運動能力の向上を図ります。
③心の教育の充実	いじめ、不登校やひきこもりなど、児童・生徒が直面する心の問題に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導推進協力員・学校相談員を配置するなど相談体制の充実を図ります。 また、全児童・生徒を対象にQ-U（楽しい学校生活を送るアンケート）を実施し、一人ひとりの実態や変化を把握し、個別ニーズに応じた必要な支援や相談活動につなげます。
④教職員の資質向上の推進	多様な学びのある授業を行うための教職員の授業力向上（共同的な学びのある学習集団づくり）を図ります。
⑤教育施設の安全性の確保	教育施設の老朽化対策や防災機能強化について、必要に応じて整備を実施します。



(4) 児童の健全育成

すべての子どもが放課後や長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくり、地域の人とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①学童保育の充実	放課後における小学校児童の健全育成を図るため、高学年の利用ニーズを含めた地域の需要を考慮しながら量的な拡大に努めるとともに、施設環境の整備など管理運営の充実を図ります。また、研修の実施等により指導員の資質向上を図ります。
②放課後子ども教室の推進	「放課後子ども総合プラン」に基づき、小学校の余裕教室や児童センター等の活用を念頭に置きながら、平成 31 年度までに一体的な運用に向けた検討を進めます。
③学童保育と放課後子ども教室の一体的な実施	小学校の余裕教室や児童センター等の活用を念頭に置きながら、平成 31 年度までに一体的な運用に向けた検討を進めます。
④児童センター事業の推進	子どもに健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするための活動の場や、保護者同士のコミュニケーションの場を提供します。

(5) 思春期保健対策の充実

思春期の心身の健康が確保されるよう、性や喫煙・薬物に関する教育を充実するとともに、心の問題に適切に対応する体制整備を推進します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①思春期保健に関する普及啓発	性や命に関する学習機会の充実や喫煙・薬物に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
②思春期相談の充実	思春期の児童・生徒の心や身体の問題に対応する相談体制の充実を図ります。 また、安芸市教育支援センター「ふれあい教室」において、不登校児童・生徒に対して学校復帰や将来の自立を目指して、学校とも連携しながら支援や指導を行っていきます。

(6) 家庭や地域の教育力の向上

子どもの成長における家庭の重要性について意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任を持って子育てができるよう、子育てに関わる情報提供や相談、学習機会の充実を図ります。

また、地域住民や関係機関の連携の下、地域の教育力を高めることで、子どもが健全に成長することができる環境づくりを推進します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①学校・幼稚園・保育所における子育て家庭への支援	学校・幼稚園・保育所において、家庭教育に関する情報提供や相談の充実を図ります。
②親子がふれあう機会の充実	地域において、親子で参加して様々な体験ができる講座や行事を開催します。
③「はっぴいすまいる運動」の推進	声かけ・あいさつ等を通して地域を明るくし、子どもたちの人格の形成を図るため、「はっぴいすまいる運動」を実施します。
④子どもが地域で学ぶ機会の充実	子どもの自然や社会に対する意識・関心を高め、また、理解を深めるため、自然や環境、産業など様々な学習や体験活動等の機会の充実を図ります。



第5章

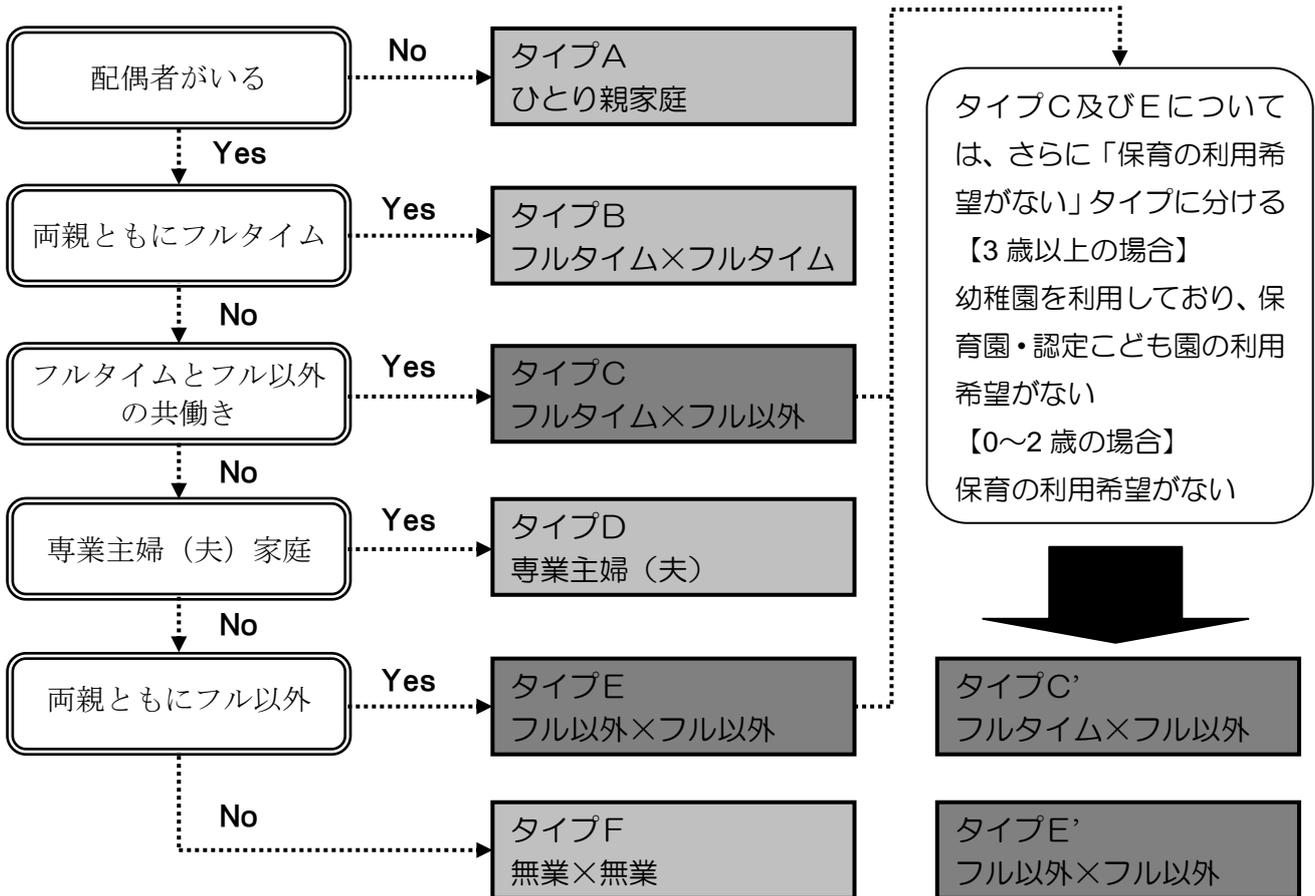
事業計画

1 量の見込みの算出について

本計画における「量の見込み」の算出は、国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（平成26年1月20日付 事務連絡 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室）を基本としていますが、手引きにおいては、市町村における議論を踏まえて、より効果的・効率的な方法により算出することを妨げるものではないとされています。

本計画における「量の見込み」の算出方法は、概ね次のとおりです。

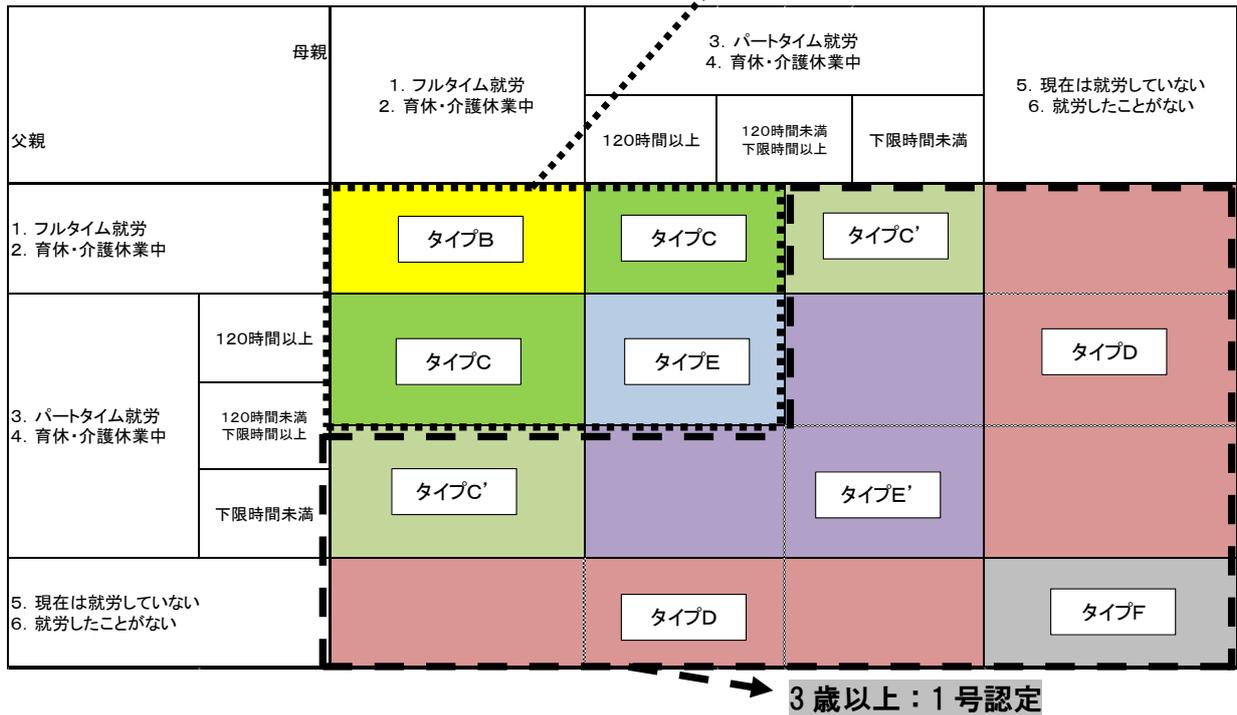
(STEP1) 現在の家庭類型の算出



ニーズ調査に基づく「保護者（父母）の就労状況」や「施設・事業の利用状況・意向」からまずは現状を算出

0～2歳：3号認定／3歳以上：2号認定

【イメージ図】



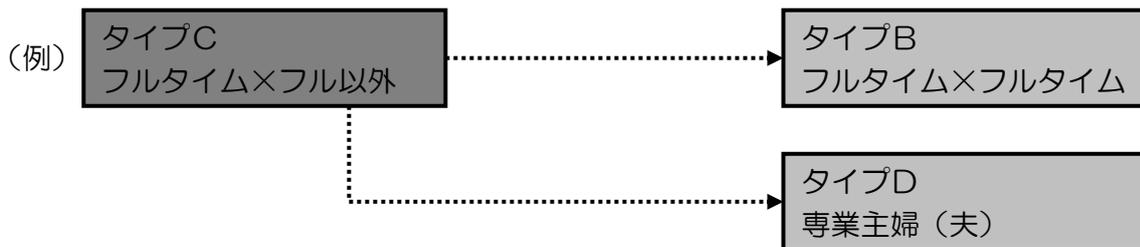
(STEP2) 潜在的な家庭類型の算出

次に「現在の家庭類型」で分別したタイプから、母親の「就労状況の変更希望」によりタイプを移動

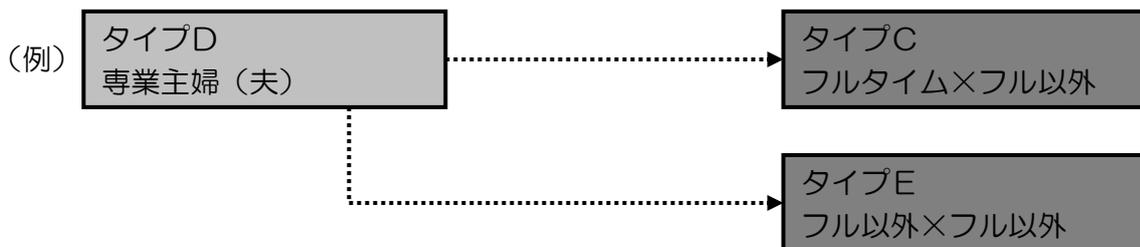
潜在ニーズとは・・・就労状況の変更希望を勘案したニーズ

具体的には、

- ①フルタイム以外から、フルタイム or 無業（専業主婦）への変更希望



- ②無業から、フルタイム or フルタイム以外への変更希望



※父親は9割以上がフルタイム就労のため、算出は省略

【イメージ図】

父親		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満		
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプD			
	120時間未満 下限時間以上	タイプC'	タイプE'				タイプD
	下限時間未満	タイプD		タイプF			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		タイプD			タイプF		

量の見込みの算出は潜在家庭類型に基づき行う

(STEP3) 対象事業ごとの量の見込みの算出

基本的な算出の手順は以下のとおり。

- 1 母数となる推計児童数（計画期間における将来人口の推計）に、
- 2 STEP2 で算出した潜在家庭類型から対象となるタイプの割合を乗じ、
- 3 ニーズ調査で把握した対象施設・事業の利用意向を乗じる

$$\text{推計児童数（人）} \times \text{潜在家庭類型（\%）} \times \text{利用意向} = \text{量の見込み}$$

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

本市では、この教育・保育提供区域を市全域で1区域と定めています。なお、この設定に伴い基盤整備を検討する場合であっても、地域間の供給量の状況、地域内でも特定のエリアに偏在することなく、交通事情や行政界等にも配慮して、できるだけ柔軟な対応をしていくこととします。

【提供区域の設定】

事業名		提供区域
教育・保育		全市
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業	全市
	放課後児童健全育成事業	全市
	放課後子ども教室推進事業	全市
	子育て短期支援事業	全市
	地域子育て支援拠点事業	全市
	一時預かり事業	全市
	病児保育事業	全市
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	全市
	利用者支援事業	全市
	妊婦健康診査	全市
	乳児家庭全戸訪問事業	全市
	養育支援訪問事業	全市

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、就学前教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、市が客観的基準に基づき、保育の有無や必要量を認定した上で、給付を行う仕組みとなっており、認定区分は次の3つです。

区分	対象	
1号認定	3～5歳	教育を希望する子ども（保育の必要性がない子ども）
2号認定	3～5歳	保育の必要な事由 [*] に該当する子ども（保育を必要とする子ども）
3号認定	0～2歳	保育の必要な事由 [*] に該当する子ども（保育を必要とする子ども）

※保育の必要な事由：就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合。

(2) 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策の区分について

幼稚園については、保護者の就労の有無に関わらず、希望者は利用できることになっています。保護者が共働きであっても幼稚園の希望はあることから、2号認定については、「幼稚園希望が強いもの」を分けて量を見込みます。

3号認定については、0歳と1・2歳で職員配置基準や児童1人当たりの面積要件などが異なることから、それぞれ分けて量を見込みます。

区分	対象		該当する施設
1号認定	3～5歳	教育を希望している子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	保育の必要な事由に該当するが幼稚園等の利用希望が強い子ども	幼稚園・認定こども園
		保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	保育所・認定こども園・地域型保育

(3) 量の見込みと確保の内容

① 3歳以上の子ども

3歳以上の子どもについては、1号認定・2号認定ともに現状の体制で確保が可能です。

【教育を希望する子ども】 1号認定+2号認定（幼稚園）

		単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
3～5歳の推計人口		人	383	353	354	350	341	328
① 量の見込み	1号認定	人	24	35	35	34	33	32
	2号認定（幼稚園）	人		8	8	8	7	7
	計			43	43	42	40	39
② 確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設※ ¹)	人	/	0	0	0	0	0
		ヶ所	/	0	0	0	0	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設※ ¹)	人	/	0	0	0	0	0
		ヶ所	/	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園※ ²	人	/	80	80	80	80	80
		ヶ所	/	1	1	1	1	1
差(②-①)		人	/	37	37	38	40	41

※¹ 特定教育・保育施設…市町村から「施設型給付」（公費）の対象となると確認された施設

※² 確認を受けない幼稚園…現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされ、公費の「施設型給付」の対象となりますが、「確認」を受けないと申出を行った幼稚園は、現行のまま私学助成及び就園奨励費補助が継続されます。

【平成 27 年度の実施体制】

確認を受けない幼稚園	1ヶ所	海の星幼稚園
------------	-----	--------

【保育を希望する子ども】 2号認定（保育所）

		単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
3～5歳の推計人口		人	383	353	354	350	341	328
①量の見込み 2号認定（保育所）		人	351	310	311	308	301	289
②確保の内容	保育所 (特定教育・保育施設※ ¹)	人	/	372	372	372	372	372
		ヶ所	/	9	9	9	9	9
	認定こども園 (特定教育・保育施設※ ¹)	人	/	0	0	0	0	0
		ヶ所	/	0	0	0	0	0
差（②－①）		人	/	62	61	64	71	83

【平成27年度の実施体制】

認可保育所 (特定教育・保育施設)	9ヶ所	安芸保育所、染井保育所、穴内保育所、赤野保育所、井ノ口保育所、土居保育所、川北保育所、伊尾木保育所、矢ノ丸保育園
----------------------	-----	--



② 3歳未満の子ども

3歳未満の子どもについては、2号認定・3号認定ともに現状の体制で確保が可能です。

【0歳児】 3号認定

		単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0歳の推計人口		人	111	101	99	97	95	92
①量の見込み 3号認定(0歳児)		人	36	51	50	49	48	47
②確保の内容	保育所 (特定教育・保育施設※ ¹)	人	/	48	48	48	48	48
		ヶ所	/	3	3	3	3	3
	認定こども園 (特定教育・保育施設※ ¹)	人	/	0	0	0	0	0
		ヶ所	/	0	0	0	0	0
	地域型保育	人	/	5	5	5	5	5
		ヶ所	/	1	1	1	1	1
差(②-①)		人	/	2	3	4	5	6

【1・2歳児】 3号認定

		単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1・2歳の推計人口		人	231	229	218	213	208	203
①量の見込み 3号認定(1・2歳児)		人	181	202	192	187	183	179
②確保の内容	保育所 (特定教育・保育施設※ ¹)	人	/	210	210	210	210	210
		ヶ所	/	9	9	9	9	9
	認定こども園 (特定教育・保育施設※ ¹)	人	/	0	0	0	0	0
		ヶ所	/	0	0	0	0	0
	地域型保育	人	/	10	10	10	10	10
		ヶ所	/	1	1	1	1	1
差(②-①)		人	/	18	28	33	37	41

【平成 27 年度の実施体制】

認可保育所 (特定教育・保育施設)	9ヶ所	安芸保育所、染井保育所、穴内保育所、赤野保育所、井ノ口保育所、土居保育所、川北保育所、伊尾木保育所、矢ノ丸保育園
地域型保育	1ヶ所	たんぼぼ乳児保育所（小規模保育C型）

(4) 確保方策

- 現在の提供体制を維持するとともに、平成 27 年度から小規模保育C型を 1ヶ所新設することにより、0歳、1・2歳、3～5歳のいずれの区分においても、市全体で受入体制に不足は生じない見込みとなっています。
- 本市では、計画期間の5年間においては、認定こども園の導入は予定していません。しかし、認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能があること、また、地域における子育て支援を行う機能を有し、在宅での子育て家庭への支援の充実にもつながることから、今後の社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえつつ、適正な対応に努めます。
- 市内の幼稚園・保育所においては、公立のみならず私立の幼稚園・保育所（小規模保育所を含む）とも連携して、市全体で就学前教育・保育の充実に取り組んでいきます。
- 幼稚園・保育所（小規模保育を含む）の連携を図り、それぞれの機能を活かした就学前教育・保育の充実を図るために、合同での研修会等を開催します。
- 人口推計では、本市の子どもの人口は減少が予測され、教育・保育事業の利用者も同様に減少が見込まれることから、本計画期間においては、施設型給付の新設などの施設整備は行わず、既存施設をできる限り有効活用していきます。また、平成 26 年度に設置した安芸市保小中移転・統合検討委員会において、移転・統合について検討していきます。
- 慢性的な保育士不足の現状を踏まえ、県等と連携しながら、新卒保育士や潜在保育士への働きかけにより保育士の確保に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

- 保育所等において、11 時間の開所時間の始期及び終期の前後に延長保育を実施し、保育需要への対応の推進を図る事業です。
- 平成 26 年度現在、矢ノ丸保育園 1 ヶ所で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	73	113	111	109	106	103
②確保の内容	人		120	120	120	120	120
	ヶ所		1	1	1	1	1
差 (②-①)	人		7	9	11	14	17

【平成 27 年度の実施体制】

1 ヶ所	矢ノ丸保育園 平日 18:30~19:30 (18:30 までは居残り保育)
------	---

【確保の方策】

- 平成 27 年度以降の量の見込みは平成 25 年度実績値を上回っており、潜在的なニーズが高い事業ですが、現在の提供体制で対応が可能です。
- 時間外保育事業は単発的な利用も多いことから、今後の利用実態をみながら、確保の体制について検討していきます。

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。
- 平成 26 年度現在、安芸学童保育所、川北学童保育所、土居学童保育所（平成 26 年 7 月開設）の 3 ヶ所で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

		単位	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低 学 年	6～8 歳の推計人口	人	415	408	381	357	352	353
	①量の見込み	人	76	124	117	110	109	109
高 学 年	9～11 歳の推計人口	人	411	396	417	419	410	383
	②量の見込み	人	—	46	54	54	53	50
③確保の内容		人		135	135	180	180	180
		ヶ所		3	3	4	4	4
差 (③-①-②)		人		▲35	▲36	16	18	21

【平成 27 年度学童保育所の実施体制】

3 ヶ所	安芸学童保育所	長期休暇：8：30～16：30、平日：下校時～18：00
	川北学童保育所	長期休暇：8：00～17：30、平日：下校時～17：30
	土居学童保育所	長期休暇：8：00～18：00、平日：下校時～18：00

【確保の方策】

- 入所の基準を明確に設け、公平・公正な受け入れ体制を確保していきます。
- 設備・運営等の基準条例を満たすよう質の向上を図っていきます。
- 学校・地域・その他関係機関及び学童保育事業者間のネットワークを構築し、情報交換会や研修を実施します。
- アンケート結果を基に、小学校区毎に実態調査を実施し、施設及び運営体制等の整備について、開所時間の延長も含み検討していきます。
- 量の見込みを確保するため、平成 29 年度を目標に安芸学童保育所に分室を設け、施設整備を行います。
- 障害児童の受入れに必要となる専門的知識等を有する指導員を配置し、可能な限り障害児童の受入れを行います。また、研修等にも積極的に参加し、専門的知識や技術等の習得等に努め、障害児童受入れの推進を図ります。
- 放課後子ども教室と連携して、安心安全な生活の場を提供するだけでなく、活動の幅を広げ、多様な体験・活動を行うことができる事業となるよう取り組みます。なお、一体型の学童保育所及び放課後子ども教室の実施目標は 1 ヶ所とします。

(3) 放課後子ども教室推進事業

【事業内容】

- すべての子どもを対象として、放課後や週末等に、地域の人の協力を得て子どもが自主的に参加し、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行う居場所づくりを推進する事業です。

【平成 27 年度放課後子ども教室の実施体制】

9ヶ所	下山小学校	穴内小学校	本町コミュニティセンター
	伊尾木小学校	赤野小学校	育成センター
	川北公民館	井ノ口公民館	安芸第一小学校

【確保の方策】

- 放課後子ども教室については、今後も事業規模を維持しながら継続していきます。
- 平成 31 年度までに、土居地区については、指導員の確保等を含めた環境整備を図り、教室の再開に向けて取り組みます。
- 学童保育所と連携して、安心安全な活動の場を提供するだけでなく、活動の幅を広げ、多様な体験・活動を行うことができる事業（一体型・連携型）となるよう取り組みます。なお、一体型の学童保育所及び放課後子ども教室の実施目標は、1ヶ所とします。



(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

- 保護者が、仕事その他の理由により、平日の昼間または休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。
- 本市では平成 26 年度現在、本事業を実施していません。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	—	3	3	3	3	3
②確保の内容	人		730	730	730	730	730
	ヶ所		2	2	2	2	2
差 (②-①)	人		727	727	727	727	727

【平成 27 年度の実施体制】

2 ヶ所	県内の 2 施設
------	----------

【確保の方策】

- 本市では現在、本事業を実施していませんが、アンケート調査から潜在ニーズがわずかに見込まれています。
- 本事業は突発的な利用が主となるため、本事業の今後の動向を予測することは困難な状況ですが、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に対応するため、平成 27 年度より県内施設と委託契約を行い、受入れ体制を整備します。

(5) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。
- 平成26年度現在、安芸保育所内において、安芸市地域子育て支援センターを設置しており、市内保育所の巡回相談、子育て通信の発行、体験入園、子育てサークル等への支援、講演・子育てイベントの開催を行っています。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	人回	680	1,381	1,326	1,297	1,268	1,234
②確保の内容	人回		2,440	2,440	2,440	2,440	2,440
	ヶ所		1	1	1	1	1
差(②-①)	人回		1,059	1,114	1,143	1,172	1,206

【平成27年度の実施体制】

1ヶ所	安芸市地域子育て支援センター 平日：9：00～16：00
-----	---------------------------------

【確保の方策】

- 保護者同伴での利用であるため、定員等の設定はなく、現在の提供体制で必要量を確保できる見通しです。
- 今後も事業内容の充実を図り、利用者のニーズに対応できる体制の確保に努めていきます。

(6) 一時預かり事業

【事業内容】

- 幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものに区分されます。
- 幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった園児について、主として昼間に、幼稚園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業で、本市では平成 26 年度現在、海の星幼稚園において、実施しています。
- その他の一時預かりは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業で、本市では平成 26 年度現在、安芸保育所において、実施しています。

① 一時預かり事業（在園児対象）幼稚園型

【量の見込みと確保の内容】

		単位	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量 の 見 込 み	1号認定による利用	人日		4	4	4	4	3
	2号認定による利用	人日		1,590	1,594	1,576	1,535	1,477
	計	人日		1,594	1,598	1,580	1,539	1,480
②確保の内容		人日		3,860	3,860	3,860	3,860	3,860
		ヶ所		1	1	1	1	1
差(②-①)		人日		2,266	2,262	2,280	2,321	2,380

【平成 27 年度の実施体制】

1ヶ所	海の星幼稚園
-----	--------

【確保の方策】

- 現在の提供体制で必要量を確保できる見通しであり、引き続き、教育・保育における1号・2号(教育)認定に対応する幼稚園等での実施を促進しながら、ニーズに対応していきます。

② 一時預かり事業（その他）

【量の見込みと確保の内容】

		単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		人日	907	1,146	1,126	1,107	1,081	1,045
②確保の内容	一時預かり事業 (一般型)	人日		1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
		ヶ所		1	1	1	1	1
	ファミリー・サポ- ト・センター事業	人日		0	0	0	0	0
		ヶ所		0	0	0	0	0
差(②-①)		人日		74	94	113	139	175

【平成 27 年度の実施体制】

1ヶ所	安芸保育所 平日：8：30～16：30 対象：満1歳～就学前
-----	--------------------------------------

【確保の方策】

- 現在の提供体制を維持しつつ、利用ニーズに対応していきます。



(7) 病児保育事業

【事業内容】

- 病気の回復期などで保育所などに通うことができず、また保護者の仕事の都合で家庭での保育が困難な児童（乳児から小学校 3 年生まで）について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、一時的に保育を行う事業です。
- 平成 26 年度現在、尾木病院において実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

		単位	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		人日	890	1,283	1,261	1,240	1,210	1,170
②確保の内容	病児保育室	人日		1,464	1,464	1,464	1,464	1,464
		ヶ所		1	1	1	1	1
	ファミリー・サポート・センター事業	人日		0	0	0	0	0
		ヶ所		0	0	0	0	0
差 (②-①)		人日		181	203	224	254	294

【平成 27 年度の実施体制】

1 ヶ所	尾木病院 平日・土：8：30～17：30（火・土は午前中のみ） 対象：小学校 3 年生まで
------	---

【確保の方策】

- 現在の提供体制を維持しつつ、利用ニーズに対応していきます。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）

【事業内容】

- 地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、センターの連絡・調整によりさまざまな育児の手助けを行う事業です。
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みについては、就学前児童（0～5歳）分は、前述の「一時預かり事業」として見込み、就学児（6～11歳）分は別途見込むこととされていることから、ここでは「就学児分」を整理しています。
- 本市では平成26年度現在、本事業を実施していません。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	人日	—	0	0	0	0	0
②確保の内容	ヶ所		0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 本事業については、アンケート調査において利用ニーズが見込まれなかったため、今後5年間の事業実施を予定していませんが、地域で子育てを支え合うことで仕事と子育ての両立に資する事業であるため、引き続き今後の利用ニーズの把握に努めます。

(9) 利用者支援事業【新規】

【事業内容】

- 子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
確保の内容	ヶ所	—	0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 今後5年間の事業実施を予定していませんが、本市の関係各機関（市役所、幼稚園、保育所、安芸市地域子育て支援センター、学童保育所等）において、情報提供や相談・助言等が円滑に行えるよう連携を図ります。

(10) 妊婦健康診査

【事業内容】

- 妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊娠期間中の適時に必要に応じた健康状態の確認と医学的検査、保健指導を実施する事業です。
- 安全・安心な出産のために重要な事業であることから、子ども・子育て支援法において、母子保健法に基づく妊婦健診も「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置づけられました。
- 本市では妊婦健康診査券を交付し、公費負担（14回）を実施しています。県外への里帰り時にも妊婦健診の助成を行っています。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0歳の推計人口	人	111	101	99	97	95	92
確保の内容（受診回数）	人回	1,296	1,708	1,708	1,708	1,708	1,708

【確保の方策】

- 今後も妊婦健康診査券交付を継続するとともに、受診勧奨に努めます。また、医療機関との連携を図り、妊娠期の健康管理を充実させます。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業内容】

- 生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0歳の推計人口	人	111	101	99	97	95	92
確保の内容（訪問回数）	人回	99	104	104	104	104	104

【確保の方策】

- 対象乳児のいる家庭を確実に把握し、訪問できるよう努め、必要な家庭には継続した訪問を行って、子育て支援の充実を図ります。

(12) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業

【事業内容】

- 養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業等の実施により把握した養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を保健師等が訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
- 子どもを守る地域ネットワーク強化事業は、要保護児童対策地域協議会（P53 参照）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

【養育支援訪問事業の量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
確保の内容（対象人数）	人	13	9	9	9	9	9

【確保の方策】

- 現在の提供体制を維持し、医療機関等と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の実施・充実を図ります。
- 子どもを取り巻く関係機関の連携がより強化され、要保護児童等への適切な支援につながるよう、「安芸市子ども支援ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図るため、子どもを守る地域ネットワーク強化事業により、関係職員の専門性の強化と関係機関相互の連携強化を図ります。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

【事業内容】

- 市が定める基準に該当する子どもが特定教育・保育等を受けた場合において、教育・保育に必要な物品等の購入に要する費用を助成する事業です。

【確保の方策】

- 今後は、利用者ニーズ等の動向や、他の費用助成事業の状況を踏まえつつ、必要となる事業実施に努めます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

【事業内容】

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するための事業です。

【確保の方策】

- 今後は、各事業等のニーズ動向を踏まえつつ、対応するための事業確保に向けた事業者の育成・参入につながるよう必要に応じた事業実施に努めます。

第 6 章

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内における連携体制の強化

本計画に携わる部署は、市役所関係の組織で見ると児童福祉の担当課だけでなく、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・市民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

(3) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の進行管理

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「安芸市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

第7章

参考資料

1 安芸市子ども・子育て会議条例

平成25年10月3日

条例第33号

(設置等)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、安芸市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置するとともに、同条第3項の規定により子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関し学識経験を有する者その他市長が適当であると認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集するものとする。

2 安芸市子ども・子育て会議委員名簿

(任期：平成 25 年 12 月 11 日～平成 27 年 12 月 10 日)

氏 名	所 属	備 考
つるい たみこ 釣井 民子	教育委員	
ふくもと かおり 福本 かおり	ふれあい広場「ピッコロ」	子育て サークル
たにおか やすお 谷岡 泰男	安芸市小中学校 PTA 連絡協議会会長	
きんじょう みきひろ 金城 幹泰	安芸市保育所保護者会連合会	
よこやま ひろひと 横山 公人	主任児童民生委員	
こまつ ゆみこ 小松 結実子	家庭相談員	
にしおか みつ 西岡 満	安芸福祉保健所健康障害課長	
かどた ゆかり 門田 縁	矢ノ丸保育園長	私立保育園
やまうち めぐみ 山内 恵美	染井保育所長	公立保育所
ふかがわ みちこ 深川 美智子	海の星幼稚園	私立幼稚園
おぎ さおり 尾木 さおり	尾木医院院長	
やまおか だいじ 山岡 大二	安芸第一小学校長	
庶務	福祉事務所	
関係機関	生涯学習課	
〃	市民課	
〃	学校教育課	

安芸市子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月

発行者 安芸市福祉事務所

〒784-8501

高知県安芸市矢ノ丸1丁目4番40号

TEL 0887-35-1009

FAX 0887-35-1028